

第2次日向市環境基本計画 (改定版)



令和2年3月改定
日向市

ごあいさつ



本市は、温暖な気候に恵まれ、海、山、川の豊かな自然環境や情緒あふれる歴史的景観を有しています。

こうした環境を将来に引き継いでいくために、「日向市環境基本条例」に基づき、平成27年3月に「第2向日向市環境基本計画」を策定しました。

この計画の中では、環境の将来像を「自然と共生した快適な環境のまち ひゅうが」、環境目標を「生活環境」「自然環境」「地球環境」「協働連携」の項目別に定め、これまで市民、事業者、行政が一体となって総合的かつ計画的に施策を推進してまいりました。

一方で、私たちを取り巻く環境においては、地球温暖化に伴う気候変動や海洋プラスチック対策などの環境問題が地球規模で深刻化しています。

このため、国際的な取組としまして、平成27年7月に国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において温室効果ガス削減等に関する「パリ協定」が、平成27年9月に国連総会において持続可能な開発目標である「SDGs」が採択され、これらの目標達成に向けて国、県及び市町村の取組が求められています。

こうした状況の変化に的確に対応し、より実効性が高いものとなるよう「第2向日向市環境基本計画」の中間年度に当たる令和元年度に、世界や国、県の動向をはじめ各種計画と整合を図り、また、これまでの取組の検証・評価を行いながら計画を改定しました。

今後も引き続き、この計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって環境の将来像の実現を目指しながら、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にご尽力を賜りました市議会や日向市環境保全審議会委員、そして「日向市の環境・ごみに関するアンケート調査」で貴重なご意見をいただきました市民や事業者の皆さんに対し、心より感謝申し上げます。

令和2年3月

日向市長 十屋 幸平

目次

第1章 計画の基本的事項

1. 改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 改定の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1
3. 環境を取り巻く動向・・・・・・・・・・ 1
4. 計画の基本理念・・・・・・・・・・ 4
5. 計画の目的・・・・・・・・・・ 4
6. 計画の主体と協働の必要性・・・・・・・・ 5
7. 計画の位置付け・・・・・・・・・・ 6
8. 計画の期間・・・・・・・・・・ 6
9. 計画の対象・・・・・・・・・・ 6

第2章 日向市の環境の現状と課題

1. 社会環境・・・・・・・・・・ 7
2. 生活環境・・・・・・・・・・ 13
3. 都市環境・・・・・・・・・・ 18
4. 自然環境・・・・・・・・・・ 22
5. 地球環境・・・・・・・・・・ 23
6. 文化、教育・・・・・・・・・・ 25
7. 市民活動・・・・・・・・・・ 26
8. 市民、事業者の環境意識・・・・・・・・ 28

第3章 計画の目標

1. 環境の将来像・・・・・・・・・・ 36
2. 環境目標・・・・・・・・・・ 37
3. 施策体系・・・・・・・・・・ 38
4. 見直し内容・・・・・・・・・・ 39

第4章 施策の展開

1. 生活環境・・・・・・・・・・ 43
2. 自然環境・・・・・・・・・・ 49
3. 地球環境・・・・・・・・・・ 54
4. 協働連携・・・・・・・・・・ 59

第5章 計画の推進

1. 推進体制・・・・・・・・・・ 63
2. 進行管理・・・・・・・・・・ 64

資料編

1. 用語集・・・・・・・・・・ 66
2. 日向市環境基本条例・・・・・・・・・・ 73
3. 日向市環境保全審議会諮問、答申・・・・ 79
4. 日向市環境保全審議会規則・・・・・・・・ 81
5. 委員名簿・・・・・・・・・・ 83

第1章 計画の基本的事項

1 改定の趣旨

本市では、平成15年3月に「日向市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成17年3月に「日向市環境基本計画」を策定し、平成24年3月の中間見直しを経て、平成27年3月に「第2次日向市環境基本計画」（以下「現計画」という。）を策定しています。

現計画の計画期間は、平成27年度から令和6年度までの10年間としており、また、市民意識や社会経済情勢の変化に応じて策定から5年後に中間見直しを行うこととしているため、今回「第2次日向市環境基本計画（改定版）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 改定の基本的な考え方

本計画は、現計画の中間見直しであることから、現計画の「基本理念、目的」「協働の必要性」「位置付け、対象」「環境の将来像、環境目標、施策体系」「推進体制、進行管理」について主な内容の変更はしないものとし、直近の国や県の動向をはじめ平成29年3月に策定した「第2次日向市総合計画」、平成31年3月に策定した「日向市農林水産業振興計画」などの各種計画と整合を図りながら環境の現状や課題、施策の取組状況や成果指標等の見直しを行っています。

3 環境を取り巻く動向

近年の環境を取り巻く世界や国、県、市の動向については、次のとおりです。

(1) 世界と国の動向

近年、地球温暖化防止対策の重要性が増しており、平成27年12月には国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において京都議定書に代わる温室効果ガス削減等に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。この協定では、世界的な平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つことを目標とし、同時に1.5℃に抑える努力目標も掲げられています。また、全ての国が温室効果ガスの削減目標を5年ごとに提出・更新し、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、評価と見直しを行うこととなっています。

現在、国は平成28年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減、2050年度には80%削減するという目標を掲げています。

また、平成27年9月の国連総会において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、17のゴール（目標）及び169のターゲット（達成基準）を提示しており、この中では、水・衛生、エネルギー、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に関連した目標が数多く含まれています。

こうした内容を踏まえ、平成 30 年 4 月に策定された「第 5 次環境基本計画」では、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や経済的、社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげるため、「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しています。

SDGs（持続可能な開発目標）ロゴ



出典：国際連合広報センターホームページより

地域循環共生圏の概念図



出典：環境省ホームページより

(2) 宮崎県の動向

平成 28 年 3 月に「宮崎県環境計画（改定計画）」が策定されました。この中では、宮崎県の豊かな森林や水資源、そこに育まれる多様な動植物などの恵まれた環境を守るだけでなく、太陽の恵みや森林資源を活用することにより低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を実現し、恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

具体的には、「低炭素社会の構築」として温室効果ガス排出量を国と同様に 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減するという目標を掲げています。そのほかにも「循環型社会の形成」「地球環境、大気・水環境等の保全」「生物多様性の保全」「環境保全のために行動する人づくり」「環境と調和した地域・社会づくり」についての施策を展開しています。

(3) 日向市の動向

「第 2 向日向市総合計画」では、本市の目指す将来像を「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち」とし、この将来像を実現するための生活環境の基本目標を「自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち」とし、「循環型社会の実現」「自然環境の保全と活用」などの施策に取り組んでいます。

また、国の「地球温暖化対策計画」の中で、地方公共団体の事務及び事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」の温室効果ガスの削減目標として「2030 年度に 2013 年度比で 40%削減」が示されたことから、平成 31 年 3 月に「日向市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）」を改定しました。この中では、市役所が行う全ての事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減目標を「2023 年度までに 2013 年度比で 33%削減」「2030 年度までに 2013 年度比で 40%削減」としており、この目標の達成に向けて「事務及び事業における取組」や「施設・設備の更新及び導入における取組」を具体的に示し、全庁的に温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

4 計画の基本理念

日向市環境基本条例第3条では、6つの環境政策の基本理念を掲げており、本計画においてもこれらを基本理念とします。

＜基本理念＞

- (1) 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承していくこと。
- (2) 全ての市民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- (3) 豊かな自然環境及び生物の多様性を保ちつつ、市民と自然との触れ合いを推進すること。
- (4) 市、市民等及び事業者が、地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における良好な環境の保全及び創造のための取組を積極的に行うこと。
- (5) アジアの地域をはじめとする海外の地域と環境の保全に関する国際協力を積極的に行うことにより、持続的発展が可能な都市の構築に寄与するとともに、地球環境保全その他環境の保全の推進を図ること。
- (6) 前各号に掲げる理念を実現するため、市、市民等及び事業者が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

5 計画の目的

本計画は、日向市環境基本条例第7条の「施策の基本方針」に基づき、より良い環境を次世代に引き継いでいくため、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

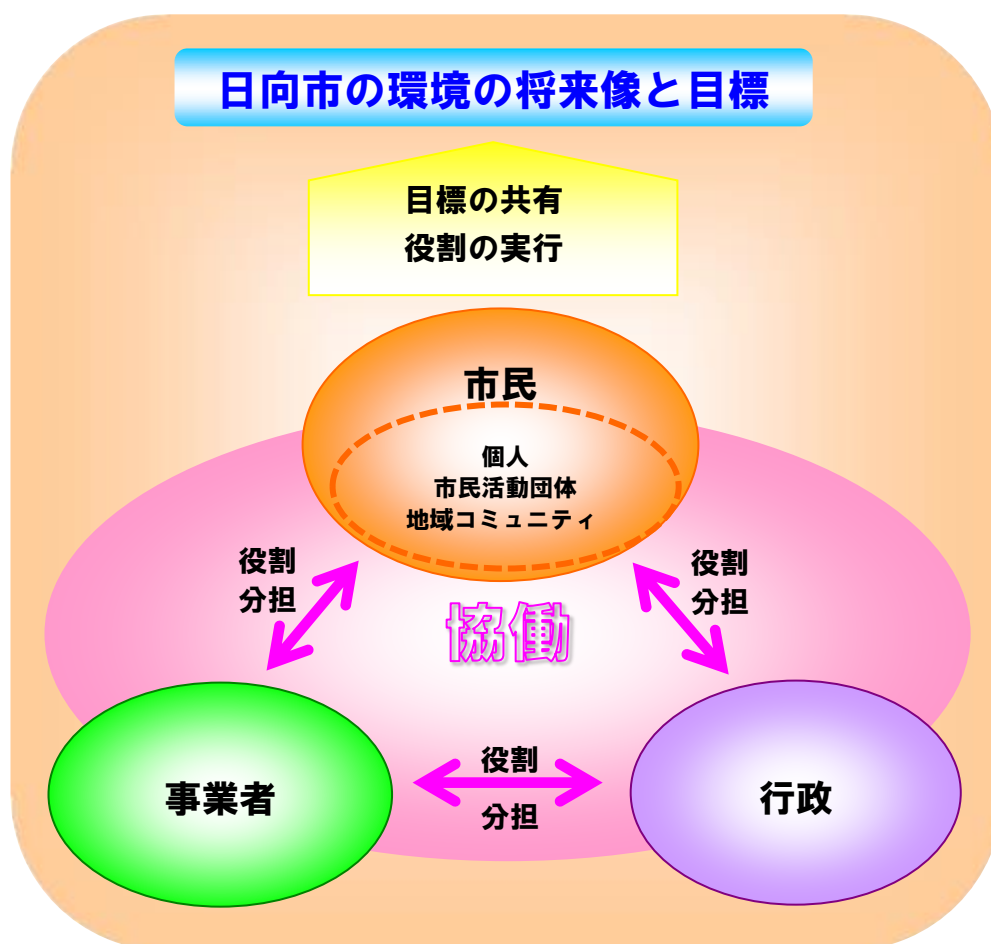
＜施策の基本方針＞

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌、地盤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生物の多様性が確保されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、緑化の推進、良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の適正な保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。
- (6) その他環境への負担の低減が図られること。

6 計画の主体と協働の必要性

本計画の対象となる主体は、市民※、事業者、行政とします。

より良い環境を次世代へと引き継いでいくためには、市民、事業者、行政のそれぞれが取組を進めるよりも、将来像と目標を共有化し、その実現に向けて互いの役割を認識し、協働で取り組む方が、より大きな効果を上げることができます。



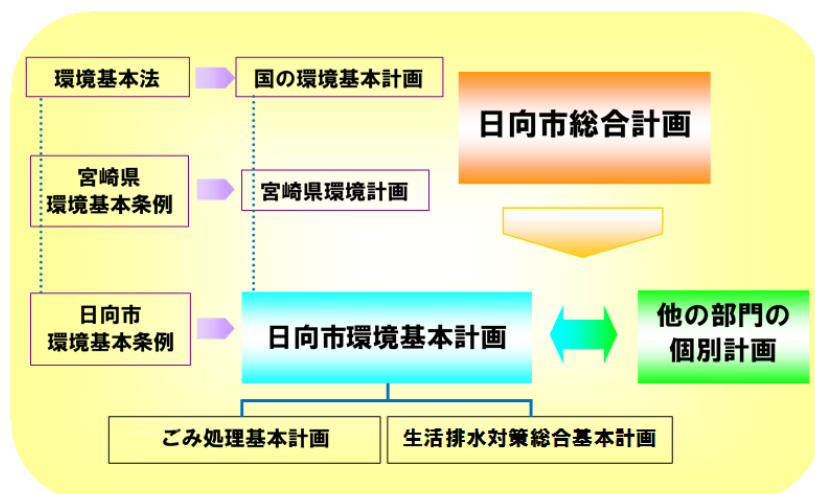
※市民

日向市に住み、働き、学ぶ全ての個人と市内に所在し、又は活動するボランティア団体やNPO法人等の市民活動団体、自治公民館等を総称しています。

7 計画の位置付け

本計画は、日向市環境基本条例に基づき、「日向市総合計画」を環境面から具体的に展開していく計画と位置付けられます。

また、本計画は、「日向市農林水産業振興計画」「日向市都市計画マスタープラン」「日向市景観基本計画」などの個別計画と連携を図るとともに、環境に関わる様々な取組の基礎となる計画です。



8 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

年 度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
計 画 期 間	計 画 初年度				中 間 見直し					目 標 年 度

9 計画の対象

本計画の対象は、本市全域としますが、地球温暖化防止対策など本市のみの取組だけでは効果が現れにくい広域的な環境問題については、国、県、周辺自治体との連携を図ります。

また、環境の範囲は、身近な生活環境、自然環境をはじめ景観、歴史、文化などを含みます。

第2章 日向市の環境の現状と課題

1 社会環境

1-1 日向市の概要

(1) 位置、地勢

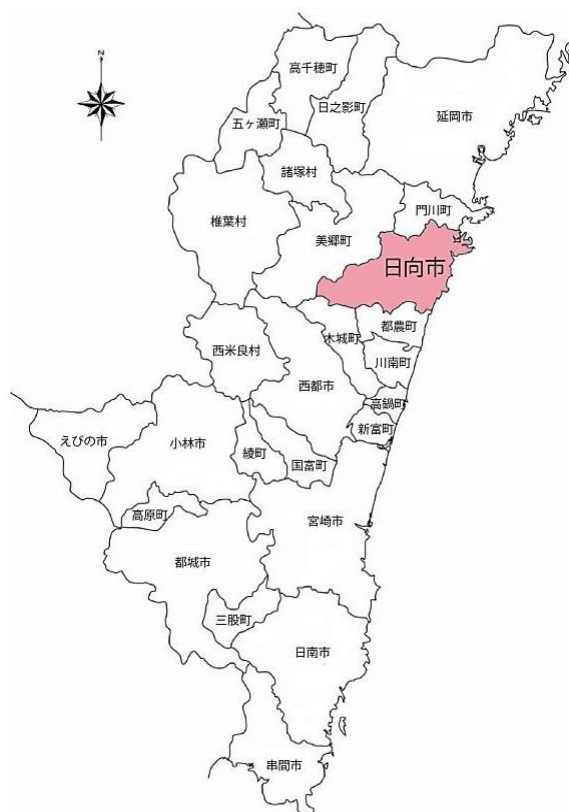
本市は、宮崎県の北東部に在り、東は日向灘に面し、北は門川町、西は美郷町、南は都農町と木城町に接しています。

東西は 30.86 k m、南北は 20.02 k m であり、総面積は 336.94 k m² です。総面積の約 77% を森林が占めており、平野部が沿岸に広がっています。

海岸線は、大分県東南部から続く日豊海岸国定公園の南端に在り、耳川河口から北はリアス海岸、南は隆起海岸となっています。

主な河川は、本市の中心部を塩見川が流れ、南部を九州山地に源を発する耳川が流れています。山岳では、西林山（786m）、熊山（622m）、冠岳（438m）、米の山（192m）、櫛の山（96m）等があります。

交通は、J R 日豊本線が海岸沿いに南北に通じ、主要道路は国道 10 号が南北に、国道 327 号及び国道 446 号が東西に通っています。また、国道 10 号と並行して東九州自動車道及び広域農道が本市を縦断しています。



(2) 気候

本市の気候は、南海気候型に属し、太平洋に面しているため黒潮の影響を受けて温暖であり、年平均気温は約 17℃ と降雪を見ることはほとんどありません。

年間降水量は、2,000mm を超えていますが、晴天の日も多く、日照時間も年約 2,000 時間と日照に恵まれています。

日向市の気候

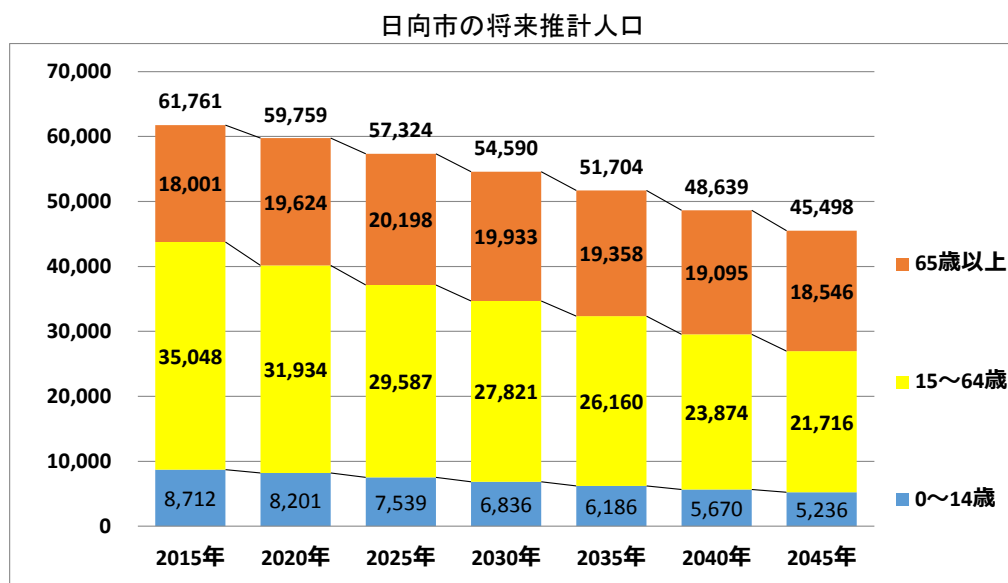
項目	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
気温 (°C)	16.3	16.7	17.4	16.5	16.8
降水量 (mm)	2,815.5	2,874.5	3,317.0	2,344.0	3,152.0
日照時間 (h)	1,995.8	1,916.3	1,997.8	2,155.2	2,158.2

※資料：気象庁「過去の気象データ」

(3) 人口

本市の人口は、61,761人（平成27年国勢調査人口）です。昭和26年4月の市制施行以降、人口は順調に増加してきましたが、昭和50年代後半から微減傾向が続いています。一方、世帯数は増加傾向にあります。核家族化の進行や単身世帯の増加等により一世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

平成27年10月に策定された「日向市人口ビジョン」では、2060年の目標人口を45,000人以上に維持することを掲げていますが、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、2045年で45,498人と推計しており、65歳以上の割合も年々高くなることから、少子高齢化や人口減少問題への対策が重要な課題となっています。



※資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

1-2 産業

(1) 商工業

本市は、宮崎県北部の経済、文化を担う港湾工業都市です。工業地域に隣接する重要港湾細島港は、九州の扇の要に位置する物流拠点港として大きな役割を担っています。

また、韓国や中国などへの定期コンテナ航路を運行するなど、国際貿易港として発展を続けています。

製造業、加工業等については、必要に応じて事業所と公害防止協定を締結しており、事業所周辺の環境保全に努めています。

また、小売店舗については、騒音を発生させる空調室外機などの特定施設の設置時に届出を義務付けており、施設周辺の環境への配慮に取り組んでいます。

(2) 農業

本市では、農業経営によって排出される廃ビニールや廃ポリフィルムなどの農業用廃プラスチックの適正処理を推進するため、「日向市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会」による定期的な収集を実施していますが、いまだに不法投棄や屋外焼却が見受けられることから、適正処理についての啓

発活動を強化する必要があります。

また、家畜排せつ物については、適正に処理されない場合は、悪臭、害虫の発生や水質汚染の一因になることから、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」において一定規模を超える農家は保有する堆肥化施設や浄化処理施設又は業者への委託により適正に処理することが規定されています。

堆肥化の様子



(3) 林業

本市は、総面積の約 77%を森林が占めており、そのうち 92%が民有林となっています。民有林の約 55%が人工林であり、その約 59%を占めるスギは 76%が標準伐期齢以上となるなど、森林資源の本格的な利用段階に入っています。近年は、この豊富な森林資源と比較的安定した木材価格により素材生産が活発化し、伐採後の再生林が課題となっています。

森林は、木材の生産をはじめ国土の保全、水源の涵養、土砂災害や地球温暖化の防止などの多面的な機能を有していることから、森林の保全を図るとともに、森林資源を将来にわたって循環利用するために資源循環型林業システムを構築する必要があります。

(4) 水産業

①海面漁業

本市の沿岸域は、魚介類の生育の場となる岩礁が少ないことから、これまで漁礁の設置や魚介類の放流等を行い、水産資源の増殖の取組を行ってきました。

しかしながら、台風や豪雨等による土砂や流木の流入、藻場の消失、不安定な海況による操業日数の減少など漁業を取り巻く環境は厳しく、水揚高にも大きく影響を及ぼしています。このため、稚魚や稚貝の放流、魚介類の生育の場となる藻場の造成、漁礁等の設置による生産基盤の整備を図る必要があります。

また、森、川、海的环境は互いに密接な関係にあることから、それぞれの適正な維持管理に向けた取組も重要となっています。

②内水面漁業

本市の内水面漁業は、河川環境の保全に貢献していますが、台風や豪雨等による河川の氾濫、樹木伐採による残材や土砂の流入等により河川環境が悪化し、魚介類の生育等に大きな影響を及ぼしています。

また、カワウやサギによる食害によりアユ等の漁獲量が減少しています。

このため、水産資源の増殖や河川環境の保全、カワウ等による被害への対策が重要な課題となっています。

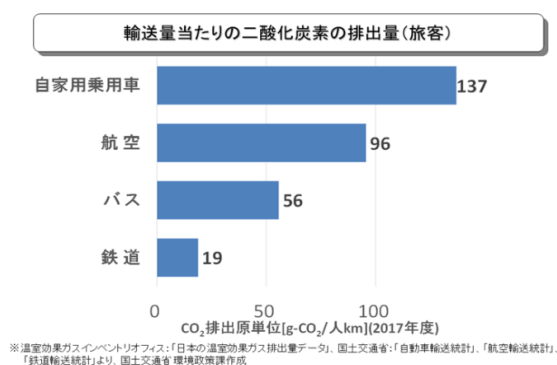
1-3 公共交通機関

公共交通機関は、旅客一人当たりの二酸化炭素排出量が自家用車と比べ、バスは約 60%減少、鉄道は約 86%減少となることから、環境に優れた交通手段であるとともに、通勤、通学など多くの市民の移動手段としてなくてはならないものです。

しかしながら、自家用車の普及に加え人口減少などにより全国的に公共交通機関の利用者数は減少を続けており、本県においても公共交通機関の利用者数がピークであった昭和 40 年頃と比較すると、平成 30 年度における路線バスの利用者数は約 89%減の約 910 万人であり、鉄道の利用者数も減少傾向にあります。

本市では、平成 21 年度から市民バス（ぷらっとバス、乗合バス）を運行していますが、運行本数が少ない地域やバス路線の無い地域では、市民バスへの要望が増加しているため、市民ニーズを把握し、それぞれの地域に合わせた運行形態や運行経路の見直しを行うなど公共交通網の充実を図る必要があります。

輸送量当たりの二酸化炭素の排出量（旅客）



出典：国土交通省ホームページより

1-4 水資源

上水道は、市民生活に絶対に欠かせないものです。自然環境汚染や災害時の危機管理などに市民の高い関心が寄せられていることから、水道水の水質保全や水量の安定確保は水道事業の大きな課題となっています。

本市の水道水は、その大部分を耳川の表流水から取水していますが、良好な水質保全のためには、周辺自治体と密接な連携を図り、森林の保全や水質汚濁の防止などに努めることが重要です。

また、中ノ原取水施設が平成 29 年度に供用を開始したことにより安定した取水が可能となりましたが、幹線用水路の災害時の対策として工業用水との相互支援体制を確立する必要があります。

水道事業の状況

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
行政区域内人口（人）	61,540	61,463	61,152	60,625	60,044
給水区域内人口（人）①	57,504	57,500	57,268	56,866	56,398
給水人口（人）②	56,845	56,849	56,622	56,222	55,762
給水普及率（％）③＝②/①×100	98.9	98.9	98.9	98.9	98.9
配水能力（t）	42,300	42,300	42,300	42,300	42,300
一人一日平均給水量（ℓ/人/日）	348	345	350	351	349
有収率（％）	86.1	86.1	86.4	86.1	87.5

1-5 生活排水

生活排水処理施設は、市民が快適に生活を送るために必要な施設であるとともに、まちに潤いをもたらす川や海など、水環境の水質を良好に保全するために重要な役割を担っています。

本市では、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽により、地域の状況に応じた生活排水対策を推進しています。

農業集落排水施設（美々津地区）



(1) 公共下水道

本市では、昭和 48 年に公共下水道の整備に着手して以降、年次的に事業区域の拡大を図り、現在では全体計画区域 1,381ha、事業計画区域 851.30ha で整備を進めており、平成 30 年度末での普及率は 57.2%となっています。

今後も継続して公共下水道が果たす役割について啓発活動を行い、公共下水道への接続を推進する必要があります。

公共下水道事業の状況

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
行政区域面積 (ha)	33,629	33,693	33,693	33,694	33,694
事業計画区域面積 (ha)	820.0	851.3	851.3	851.3	851.3
汚水処理区域面積 (ha)	803.9	810.0	815.1	820.2	834.4
行政区域内人口① (人)	63,017	62,715	62,420	61,893	61,312
処理区域内人口② (人)	34,801	34,947	34,994	34,882	35,045
普及率 (%) ③=②/①×100	55.2	55.7	56.1	56.4	57.2

(2) 農業集落排水施設

本市では、山陰地区、秋留地区、美々津地区に農業集落排水施設を整備しています。農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持、農村における生活環境の改善のほか、公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水施設への接続を推進する必要があります。

農業集落排水事業の状況（平成 30 年度末現在）

項目	山陰地区	秋留地区	美々津地区
処理区域面積	98.4 ha	21.0 ha	98.8 ha
年間総処理水量	144,869 m³/年	69,448 m³/年	42,005 m³/年
水洗トイレ設置済み人口	1,095 人	716 人	410 人

(3) 合併処理浄化槽

公共下水道や農業集落排水施設の整備を進めている地域以外では、生活排水が排水路を經由して河川に流入されている地域もあることから、合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

浄化槽設置整備事業の補助実績（単位：件）

項目	平成 25 年度以前	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
5 人槽	2,051	84	71	75	77	74
6～7 人槽	1,277	26	27	18	8	16
8～10 人槽	276	0	1	4	1	4
11～20 人槽	13					
21～30 人槽	15					
31～50 人槽	8					
累計	3,640	3,750	3,849	3,946	4,032	4,126

2 生活環境

2-1 公害苦情件数

公害は、市民生活に密着した問題であり、良好な生活環境を保全する上で重要な課題となっています。

本市における公害苦情の近年の傾向としては、近隣関係による苦情が増加しており、地域別でも住宅、農地、事業所が混在する住居地域においての相談が多く寄せられています。

また、種類別に見ると、大気汚染と悪臭に関しては廃棄物の屋外焼却による苦情が多く、その他では空き地や樹木の適正管理、廃棄物の不法投棄に関する苦情が多くなっています。

苦情件数の推移（単位：件）

種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
大気汚染	25	10	14	4	3
騒音	15	3	6	1	6
振動	0	3	0	1	0
悪臭	23	22	12	12	14
水質汚濁	6	2	9	2	1
その他	42	82	95	51	100
合計	111	122	136	71	124

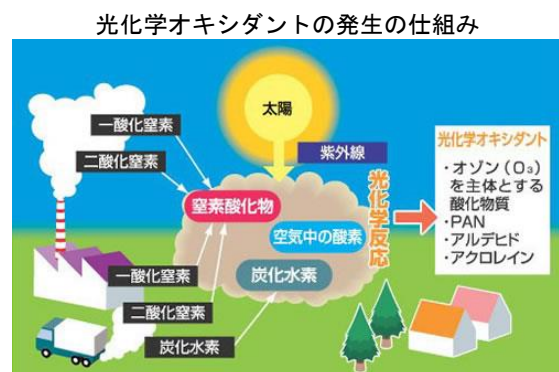
2-2 大気

大気汚染の監視体制は、県が市内 3 か所（大王谷小学校、市立図書館、細島公民館）に測定局を設置して観測を行っており、この 5 年間の観測結果では、二酸化硫黄、二酸化窒素とも全測定局で環境基準を達成しています。

浮遊粒子状物質については、県が 1 測定局（市立図書館）で観測を行っており、平成 23 年度に黄砂の影響により環境基準を達成できない日がありましたが、その年度以外は環境基準を達成しています。

光化学オキシダントについては、県が 2 測定局（大王谷小学校、細島公民館）で観測を行っており、全測定局で環境基準を達成できない時間がありましたが、平成 30 年度までは県による注意報又は警報は発令されておらず、これらの観測結果からも本市の大気はおおむね良好な状況が保たれています。

なお、近年問題となっている微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、県が平成 28 年度から 1 測定局（市立図書館）で観測を行っており、環境基準を達成しています。



出典：独立行政法人 環境再生保全機構ホームページより

2-3 騒音、振動

騒音苦情の主な発生源は、建設や解体作業、金属や木材製品の製造過程によるもののほか、近年では家庭からの生活騒音によるものも増加しており、この苦情の中には、法律や条例による規制の対象とならない場合も多いため、市民一人一人が工夫や気配りをして、良好な隣人関係をつくることも大切です。

また、自動車騒音については、本市が主要幹線道路である国道 10 号で定められた区間を年次的に監視していますが、車線数の不足や交通量の増加により環境基準を達成していない区間や時間帯があります。

振動苦情の主な発生源は、建設や解体作業で生じたものであり、建設作業等で発生する振動の規制については、「振動規制法」に基づき、作業時間などの規制を行っています。

2-4 悪臭

悪臭苦情の主な発生源は、家畜の飼育や食品の製造、加工などによるもののほか、近年では廃棄物の屋外焼却によるものも増加しています。

悪臭は、主として不快感などの感覚的なものが中心となっていますが、長時間連続して繰り返されると心理的にも悪影響を及ぼすと言われています。

悪臭の規制は、「悪臭防止法」による規制地域を指定し、本市が工場や事業所などへの立入調査による指導のほか、規制地域以外であっても、必要に応じて監視や指導を行っています。

2-5 水質

(1) 海域の水質

海域の水質については、県が細島港周辺の水質調査を定期的に行っており、海域の水質汚濁を示す代表的な指標であるCOD（化学的酸素要求量）については、全測定地点で環境基準を達成しています。

細島港周辺のCODの経年変化（日間平均の75%値）（単位：mg/L）

測定地点	環境基準 の類型	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
細島工業港 出入口	B	1.5	1.5	1.8	1.8	1.8
細島工業港 竹島乙島中央	B	1.7	1.6	1.6	1.9	1.7
細島商業港	B	1.3	1.5	1.7	1.8	1.8
細島商業港 出入口（尾末湾）	A	1.4	1.2	1.3	1.6	1.7

※環境基準：A 類型は 2 mg/L 以下、B 類型は 3 mg/L

(2) 河川の水質

河川の水質については、本市が市内を流れる 17 河川（支流を含む。）28 か所で水質調査を行っています。

河川の水質汚濁を示す代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）については、全測定地点で環境基準を達成しています。

大腸菌群数については、測定地点によって環境基準を達成できない季節があり、全窒素、全リンについては、季節によって若干の変動はありますが、経年的にはおおむね横ばい状態です。

また、ダイオキシン類については、本市が土壌 5 か所、河川 6 か所で調査を行っており、全測定地点で環境基準を達成しています。

本市の河川は、おおむね良好な水質を維持しており、水質の保全を図るため、今後も水質汚濁の主な原因である生活排水や産業排水対策を継続して推進する必要があります。

主な河川の BOD の推移（平均値）（単位：mg/L）

河川名	測定地点	環境基準 の類型	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
亀崎川	亀崎橋	B	0.7	0.5 未満	0.5 未満	0.8	0.5 未満
	新開橋	B	0.7	1.1	0.5 未満	0.5 未満	1.1
塩見川	瀬ノ口橋	A	0.5	0.5 未満	1.9	0.5	0.8
	大瀛橋	A	0.6	0.5	0.5 未満	0.5	1.0
耳川	福瀬大橋	A	0.5	0.7	0.8	0.5 未満	0.5 未満
	耳川大橋	A	0.6	0.6	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	立磐神社横	A	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
石並川	上石並橋下	A A	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	石並橋上流	A A	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
小丸川	尾鈴橋	A A	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
坪谷川	天神橋	A	0.5	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	新羽坂橋	A	0.5	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満

※環境基準：A A 類型は 1 mg/L 以下、A 類型は 2 mg/L 以下、B 類型は 3 mg

2-6 廃棄物、リサイクル

(1) 廃棄物

本市のごみの総排出量は、市民、事業者、行政が一体となった取組により平成 19 年度以降、着実に減少してきましたが、近年は横ばいの傾向となっています。このため、家庭用生ごみ処理器の貸与等の各種制度の普及、啓発活動に努めながら家庭から出る燃やせるごみの約半分の生ごみの減量化等、更なるごみの総排出量の削減に向けた取組を推進する必要があります。

また、ごみの不法投棄、屋外焼却、ごみ集積所への違反ごみの排出等、ごみの不適正な処理が後を絶たないことから、不法投棄の巡回パトロールの実施、ごみを不適正に処理した原因者の特定及び啓発活動を強化する必要があります。

さらに、在宅医療廃棄物やごみ出しが困難な世帯への支援の更なる充実が必要です。

ごみの不法投棄現場



ごみ・資源物の排出量の推移（単位：t）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
燃やせるごみ	16,409	16,462	15,946	15,879	16,748
燃やせないごみ	1,045	1,091	1,052	1,060	1,161
資源物	4,620	4,418	4,299	4,183	3,621
合計	22,074	21,971	21,297	21,122	21,530
一人一日当たりのごみ排出量（g）	955	952	929	928	954
最終処分場埋立量	2,031	2,191	2,015	1,917	2,189

※一人一日当たりのごみ排出量は、当該年度 10 月 1 日付けの住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）を基に算出

家庭用生ごみ処理器の貸与状況

種類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
コンポスト容器（基）	68	78	31	29	44
EMバケツ（個）	34	23	9	5	14
生ごみカラット（個）	12	18	4	2	3

不法投棄の回収状況

品目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
テレビ(台)	18	30	18	29	25
冷蔵庫(台)	3	3	4	6	11
エアコン(台)	2	1	4	0	1
洗濯機(台)	2	4	3	1	5
パソコン(台)	0	2	2	1	11
自転車(台)	2	11	8	8	4
タイヤ(本)	121	66	103	96	113
燃やせるごみ(t)	5.04	6.73	9.44	5.31	6.54
燃やせないごみ(t)	2.87	2.60	4.23	2.67	4.18
不法投棄回収箇所	595	654	716	736	859

(2) リサイクル

本市の資源化量とリサイクル率は、平成 24 年度をピークに減少傾向にあります。要因としては、近年の紙媒体から電子媒体への移行に伴うペーパーレス化、容器包装の素材の軽量化、ガラス瓶の他素材への変更等が進んでいることが考えられます。

家庭の燃やせるごみの中には紙類を中心に資源物の混入も少なからず見受けられることから、更なるごみの減量化と資源化を向上させるため、出前講座や戸別訪問等の啓発活動を推進する必要があります。

資源物集積所



資源化量の推移（単位：t）

品目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
古紙類	2,245	2,128	1,969	1,869	1,795
古布類	284	294	270	279	277
空き瓶	376	375	362	363	357
缶類	197	189	202	190	192
その他金属類	236	283	275	263	355
ペットボトル	147	158	158	168	168
プラ製容器包装	542	565	554	571	560
RPF（固形燃料）	261	291	301	289	338
草木類	768	658	722	701	222
合計	5,057	4,942	4,813	4,693	4,264
リサイクル率（%）	22.91	22.49	22.60	22.22	19.81

3 都市環境

3-1 土地利用

本市では、平成 10 年度から鉄道高架化事業、土地区画整理事業、商業集積整備事業を一体的に推進し、現在は日向市駅を中心としたコンパクトな中心市街地が形成されていますが、中山間地域では人口減少や高齢化の進行により集落機能の維持も困難になることが懸念されています。

今後は、都市機能の集約化、コンパクト化を図り、市民の利便性向上に努め、それぞれの地域との連携を図りながら安心して生活できる基盤整備を推進する必要があります。

都市計画区域の推移

区分	平成 26 年度		平成 30 年度	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
第 1 種低層住居専用地域	203	0.6	203	0.6
第 1 種中高層住居専用地域	74	0.2	74	0.2
第 2 種低層住居専用地域	0	0	0	0
第 2 種中高層住居専用地域	145	0.5	145	0.4
第 1 種住居地域	274	0.8	274	0.8
第 2 種住居地域	246	0.7	246	0.7
準住居地域	34	0.1	34	0.1
近隣商業地域	79	0.2	79	0.2
商業地域	73	0.2	73	0.2
準工業地域	228	0.7	228	0.7
工業地域	74	0.2	74	0.2
工業専用地域	299	0.9	301	0.9
小計	1,729	5.1	1,731	5.1
市街化調整区域	3,376	10.1	3,374	10.0
合計	5,105	15.2	5,105	15.2
都市計画区域外	28,524	84.8	28,589	84.8
日向市全体	33,629	100.0	33,694	100.0

3-2 公園

(1) 都市公園

公園や緑地は、良好な住環境を確保し、日常生活におけるスポーツやレクリエーション等の場を提供するとともに、災害時における避難地となるほか、優れた景観形成の場でもあります。

本市における市民一人当たりの公園面積は、20.05 ㎡/人（平成 30 年度末）であり、国の目標面積である 10.00 ㎡/人を上回っています。

本市の管理する都市公園数は、平成 30 年度末時点で 69 か所（総面積 120.4ha）となっています。一部の公園は、その管理を自治会に委託していますが、利用者が安全で快適に利用するために、今後も市民と連携して維持管理する必要があります。

都市公園の整備状況と整備計画

都市公園の種類			平成 26 年度末			平成 30 年度末		
			箇所	面積 (ha)	人口一人 当たり面積 (㎡/人)	箇所	面積 (ha)	人口一人 当たり面積 (㎡/人)
住区基幹 公園	街区公園		60	15.9		60	15.9	
	近隣公園		3	3.7		3	3.7	
	小計		63	19.6	3.18	63	19.6	3.26
都市基幹 公園	総合公園		1	24.1		1	24.1	
	運動公園		1	52.5		1	52.5	
	小計		2	76.6	12.45	2	76.6	12.76
緩衝 緑地 等	特殊 公園	風致公園	2	12.5		2	12.5	
		墓地公園	1	8.9		1	8.9	
	都市緑地		1	2.8		1	2.8	
	小計		4	24.2	3.93	4	24.2	4.03
合計			69	120.4	19.56	69	120.4	20.05

※人口一人当たり面積は、平成 27 年 4 月 1 日の人口 61,540 人、平成 31 年 4 月 1 日の人口 60,044 人で算出

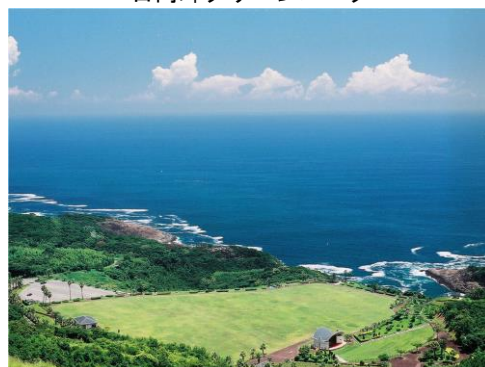
(2) 農村公園、農林公園、自然公園

農村公園及び農林公園は、農村地域における市民の憩いの場として 7 か所が整備されています。

自然公園は、日豊海岸国定公園（586ha）が指定されており、優れた自然の景勝地を保護するとともに、観光やレクリエーションの場となっています。

利用者が安全で快適に利用するために、今後も適正に維持管理する必要があります。

日向岬グリーンパーク



3-3 景観

本市は、平成 18 年度に景観行政団体となり、市民や地域と連携した良好な景観づくりや花と緑あふれるまちづくりなど、景観の保全と形成に向けた取組を推進しています。

また、事業者に対し、太陽光発電や風力発電などの施設が景観を阻害することがないように、景観の保全に配慮した施設整備についての理解促進に努めています。

景観の形成には時間を要するため、市民の景観づくりへの認識を深め、長期的な景観づくりに取り組む必要があります。

(1) 自然景観

本市の東部は、黒潮の流れる太平洋に面しており、柱状岩によるリアス海岸の「日向岬」、日本の渚百選に選ばれた白砂青松の「お倉ヶ浜」、日本の快水浴場百選に選ばれた「伊勢ヶ浜」等を有する風光明媚な海岸線は、本市を代表する景観資源となっています。

また、西部の九州山地から連なる山々の麓では、自然と共生する里山が広がっています。

(2) 歴史、文化景観

市内には、歴史的な建造物等が多く点在しており、往時をしのばせる旧跡が残されています。

特に古い歴史を持つ港町の美々津地区や細島地区では、江戸時代から水運の要衝として栄えた歴史を感じさせる景観が形成され、廻船問屋「河内屋」跡などの文化価値の高い建物や妙国寺庭園等の貴重な景観資源があります。

東郷地区では、各地に寺社や祠、地蔵が自然と一体になった姿で点在し、昔ながらの農村景観を形成しています。また、国民的歌人である若山牧水は坪谷地区で生まれ、その生家は県指定文化財として保存されています。

廻船問屋「河内屋」跡



若山牧水生家



(3) 街並み景観

古くから日向入郷地域の玄関口として栄えてきた中心市街地では、鉄道関連について唯一の国際的なデザインコンペティションである「ブルネル賞」を受賞したＪＲ日向市駅を中心として駅前広場、交流広場、街路等の都市景観が形成されています。

また、民間の店舗等においては、地区計画を導入して景観誘導を行っており、民有空間と公共空間が一体となった良好な都市空間の形成を目指しています。

JR 日向市駅



(4) 花と緑あふれるまちづくり

本市では、環境美化に対する市民意識の向上を図り、市民との協働による花づくり運動を目的とした「公共花壇アダプトプログラム」を実施しており、6団体が7か所の花壇の管理をしています。

公共花壇アダプトプログラム現況（令和元年5月末現在）

花壇名	里親名
塩見大橋北詰公共花壇	(社)宮崎県造園緑地協会 日向支部
大王谷憩いの広場花壇	癒しの四季彩づくりグループ 大王さくら会
日向市駅前東口花壇 〃 西口花壇	日向ひまわり・なでしこガーデン
道の駅とうごう交差点協働花壇	東郷まちづくり協議会
本町児童遊園公共花壇	(株)N J S ・ E & M福岡事務所
松ヶ迫団地入口公共花壇	日向造園緑花組合

塩見大橋北詰公共花壇



花壇コンクール 個人の部最優秀賞



4 自然環境

4-1 河川、水辺

本市の海岸線の大部分は、日豊海岸国定公園に指定されており、柱状岩によるリアス海岸の日向岬、伊勢ヶ浜、お倉ヶ浜、金ヶ浜などの砂浜があり、海水浴場やサーフスポットとして市民に親しまれています。

また、河川は、一級河川の小丸川と渡川、二級河川の耳川や塩見川など 20 本、普通河川は鳥川や大谷川など 119 本あります。

これらの水辺空間は、市民生活に憩いとやすらぎを与える場であるとともに、多様な生物の生息、生育環境としても重要です。近年、公共下水道等の整備により水質の浄化が図られており、河川環境を保全するために、水質浄化の対策を継続して推進する必要があります。

さらに、関係機関と連携して海岸漂着物やごみの不法投棄への対策、河川改修事業等の治水対策を推進する必要があります。

お倉ヶ浜



4-2 動植物

本市の西部の山間部では、国指定特別天然記念物のカモシカの生息が確認されています。

本市の海岸部では、希少な渡り鳥であるコアジサシが確認されており、世界的にも生息数が減少しているアカウミガメは、その産卵地も含め、県の天然記念物として指定されています。河川では、県指定希少野生動植物のアカメが確認されています。

また、権現崎の照葉樹林と福瀬神社のハナガガンシ林が県の天然記念物に指定されています。

このように、本市では希少な野生動植物の生息、生育環境が残されており、今後もこの環境の保全に努める必要があります。

また、近年、本市の一部の沿岸では、特定外来生物のハイイログケグモやスウィンホーキノボリトカゲの生息が確認されており、生態系等への影響を防ぐため、関係機関と連携して防除対策を進める必要があります。

確認されたスウィンホーキノボリトカゲ

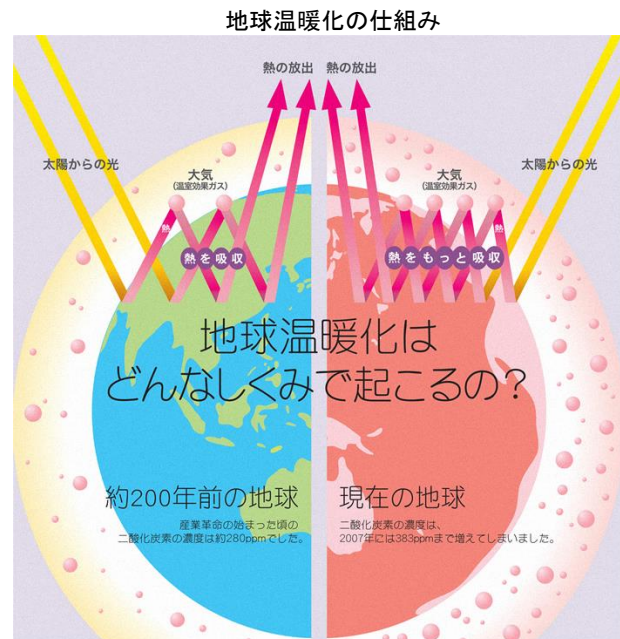


5 地球環境

地球環境は、18 世紀半ばの産業革命以降、急激に人々の活動が拡大した結果、様々な問題が現れるようになりました。

近年では、地球温暖化や大気汚染、生物多様性の減少など、地球規模での環境問題が深刻化し、私たちの身近な環境にも大きな影響を及ぼしています。

特に地球温暖化は、将来、自然や人間社会に深刻な影響を及ぼすことが予想されています。このため、国家レベルだけでなく、地方においても市民、事業者、行政が一体となって社会経済システムや個人のライフスタイルの見直しまでも視野に入れた包括的かつ計画的な取組を推進する必要があります。



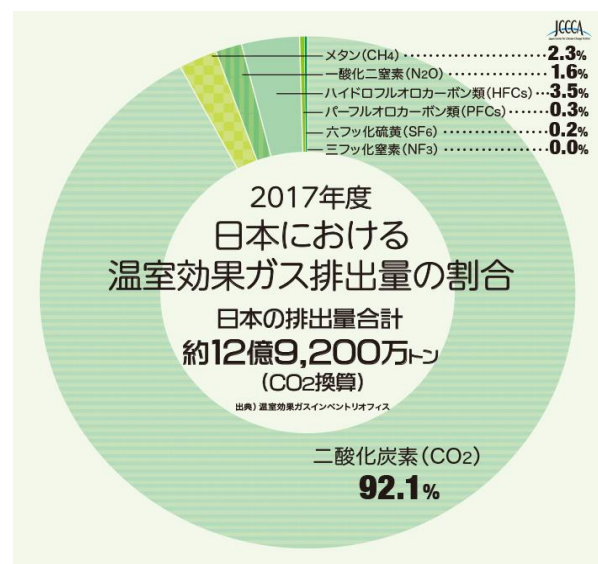
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

■地球温暖化の現状と対策

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの濃度が上がり、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象をいいます。地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解による海面上昇、気候変動による異常気象が頻発するおそれがあり、自然生態系や生活環境への影響が懸念されています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が 2013 年に取りまとめた報告によると、1880 年から 2012 年までにおいて世界平均気温は 0.85℃上昇しており、今世紀末までには最大で 4.8℃上昇する可能性が高いと予測されています。また、二酸化炭素の総累積排出量と世界平均気温の変化は比例関係にあります。

日本国内の温室効果ガス総排出量は、2017 年度に約 12 億 9,200 万トンであり、2015 年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定の規定による基準年である 2013 年度と比べ 8.4%の減少となっています。



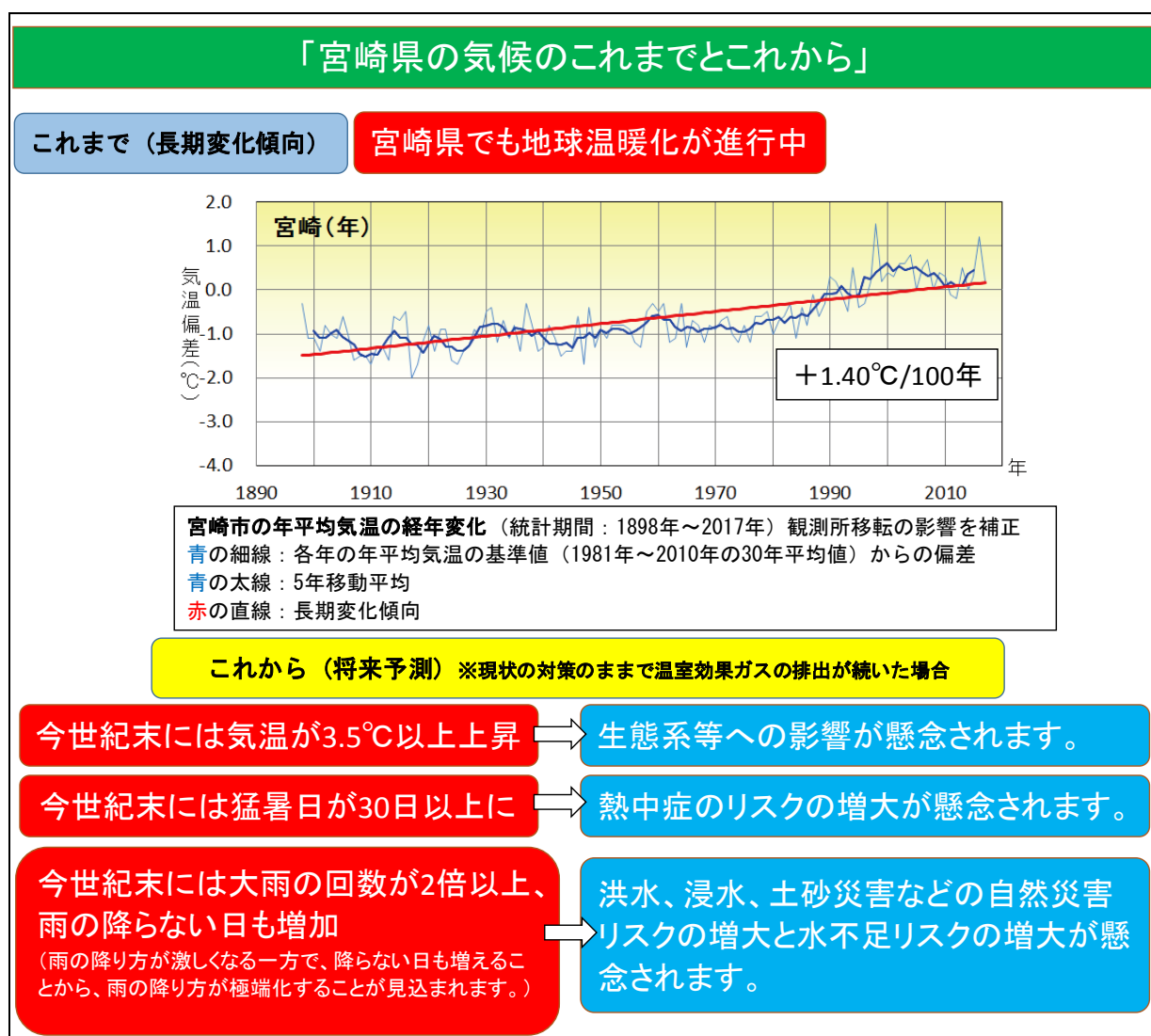
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

国は、長期的な目標として「2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減」の実現に向けて、2015 年に「気候変動の影響への適応計画」、2016 年に「地球温暖化対策計画」を策定し、地球温暖化対策を「適応」と「抑制」の両面から進めていくこととしています。

さらに、長期的な大幅削減のための基本的な考え方として「脱炭素」「民間活力の活用」などを挙げており、遅くとも 2040 年頃までに脱炭素、低炭素な製品やサービスの需給が確立した社会を構築し、温室効果ガスの大幅削減の基礎を確立することを重要視しています。

また、県は「宮崎県環境計画（改定計画）」において基準年度である 2013 年度比で 2030 年度までに 26%の温室効果ガスの排出削減という目標に向けた様々な取組を推進しています。

本市も市民生活や事業活動における省エネルギー活動、再生可能エネルギーの導入、ごみの発生抑制とリサイクルの推進などの温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出削減に向けた施策を推進し、地球温暖化の防止に貢献していく必要があります。



出典：「宮崎県の気候のこれまでとこれから」（宮崎地方気象台 平成 30 年 10 月発行）を一部編集

6 文化、教育

6-1 文化財

人と自然の豊かな触れ合いが保たれた良好な環境を保全、創造するためには、歴史的、文化的な遺産の活用を図ることが重要であるため、本市では、これらの遺産を生かしたまちづくりや適正な保護などの取組を推進しています。

本市には、国 4 件、県 15 件、市 66 件の指定文化財があり、また、3 件の国登録有形文化財があります。

(1) 国指定文化財

- ・重要伝統的建造物群保存地区「日向市美々津重要伝統的建造物群保存地区」
- ・特別天然記念物「カモシカ」
- ・名勝「妙国寺庭園」
- ・天然記念物「日向岬の柱状節理」

日向岬の柱状節理（クルスの海）



(2) 国登録有形文化財

- ・有形文化財「大御神社本殿、幣殿・拝殿」
「細島験潮場」「細島灯台」

(3) 県指定文化財

- ・無形文化財「美々津手漉き和紙」
- ・有形文化財「梵鐘（寺原家所蔵）」
- ・史跡「富高町古墳」「細島町古墳」「幕末勤王家海賀宮門外二士の墓」「鈴鏡塚古墳」
「東郷村古墳」「有栖川征討総督宮殿下御本営遺跡」「美々津町古墳」
「僧日要の墓」「若山牧水生家」
- ・名勝「橋口氏庭園」
- ・天然記念物「権現崎の照葉樹林」「福瀬神社のハナガガシ林」「アカウミガメ及びその産卵地」

(4) 市指定文化財

- ・有形文化財「廻船問屋『河内屋』跡」「木喰行道書『利剣六字名号』」など 43 件
- ・無形民俗文化財「福瀬神楽」「別府の供養盆踊り」「永田のひょっとこ踊り」など 15 件
- ・史跡「西郷南洲翁家来の墓」「西南の役細島官軍墓地」「日知屋城跡」
「高鍋藩御飯屋跡」
- ・天然記念物「寺迫のエノキ」「深瀬のイチョウ」「坪谷のクス」「冠岳の山桜群」

6-2 教育

本市の学校教育では、「ふるさとの時間」を設け、自然、歴史、文化、産業に親しみ、地域の人材や素材を活用した「ふるさと教育」に取り組んでいます。

環境教育の一環としては、身近な水辺環境への関心を高めることを目的として関係機関と協力しながら「水辺の環境調査」を実施しています。

また、廃棄物の処理と良好な生活環境との関わりについての意識の向上を図るために、清掃センターなどの施設見学や出前講座、中学生、高校生、大学生の職場体験学習の受入れを行っています。

社会教育では、市民が生きがいを持って暮らしていくための生涯学習社会づくりを推進し、その中で公立公民館を拠点とした学習機会の提供、その学習成果を地域に生かす仕組みづくりとして生涯学習人材バンク事業を行っています。

また、学習活動を通した仲間づくりを目的として家庭教育学級、高齢者学級、女性学級などの自主学級事業などを実施しており、その中で出前講座を活用した環境学習も行われています。

富高小学校でのごみ処理に関する出前講座



7 市民活動

7-1 協働のまちづくり

本市では、市政の基本理念のうち「市民協働」「地域力活用」を図るために、市民、NPO法人などの市民団体、自治会などの地域社会を構成する地域コミュニティに対して主体的にまちづくりに取り組むことができるよう仕組みづくりを行い、研修などの機会を設けて「自助・互助・共助・公助」のバランスの取れた地域づくりに取り組んでいます。

(1) 自治会

本市では、90の自治会が組織され、地域住民がお互いに助け合い、協力しながら快適なまちづくりに取り組んでおり、その中で環境美化活動、高齢者の生きがいづくり、健康づくりなど、様々な地域コミュニティ活動を行っています。

今後は、自治会の組織強化を図るため、自治会への加入を促進し、自治会が主体となった地域活動を支援する必要があります。

(2) 新しい地域コミュニティ組織

本市では、「地域の在り方は地域が決め、地域が担う」という考えに基づき、権限、予算、責任の一部を地域に委ねてこれまでの自治会の区域を越えたまちづくり協議会を主体とした地域活動が行われています。

現在、細島地区、平岩地区、塩見地区、東郷地区において地域における青少年健全育成、環境美化、イベントなどが実施されており、これまで単独の自治会だけでは行うことができなかった活動を行うことにより、地域活動の活発化と持続可能な地域づくりを目指しています。

しかし、少子高齢化の進行や地域のリーダーなど担い手不足により地域コミュニティ力の低下が懸念されているため、まちづくり協議会の拡充や組織を担う人材の育成に取り組む必要があります。

(3) N P O

公共サービスなどを安定的に提供していくためには、行政だけでなくNPOが主体となった活動が求められています。本市のNPO法人は、19団体と微増傾向にありますが、NPOが継続して地域づくり活動を行うためには、新たな担い手となる人材の育成やNPO間のネットワークづくりを支援する必要があります。

7-2 環境活動

本市では、多くの個人、団体、事業所などが年間を通して様々な環境活動を自主的に行っており、地域の環境保全、環境美化、景観づくりに大きな役割を果たしています。

(1) 海岸、河川の清掃活動

本市の海岸線は、大部分が日豊海岸国定公園に指定され、美しい景観を形成していますが、台風や豪雨等の発生時には多くのごみや流木などが漂着しており、また、ポイ捨てやレジャーなどに伴って放置されたごみも見られます。

また、河川でも、ごみや流木が河川敷等に堆積し、大雨による増水時はそれらが海岸に流れ着く事例が多くなっています。

海岸や河川の良い環境や景観を保全していくためには、市民、事業者、行政の連携による継続した取組が必要であり、現在、その取組の輪は大きく広がっており、多くの個人や団体が地元の海岸や河川の清掃活動を自主的に行っています。

特に平成4年から毎年実施している「クリーンアップ日向」は市民総参加型の環境美化運動であり、自治会を中心に団体や事業所の協力により市民が清掃活動を行っています。

美々津海岸での清掃活動



(2) 地域での環境美化活動

地域では、年間を通して様々な環境美化活動が行われています。

例えばごみ集積所や資源物集積所は、利用する市民によって日常的に管理が行われており、公園の草刈りや清掃、道路側溝の清掃は地元の自治会が中心となって定期的に行われています。

また、地域の景観づくりとして自治会、まちづくり協議会、団体や事業所による花の植栽などの活動が行われており、その活動は環境美化だけでなく、地域の活性化にもつながっています。

そのほかにも、「道の日」や「橋の日」のボランティア清掃等、様々な場所で市民や事業所の活動が重要な役割を担っています。

(3) その他の環境活動

清掃活動や美化活動のほかにも自然保護活動としてアカウミガメやコアジサシなど、動植物の生息、生育環境の保全活動を行っている個人や団体があります。

また、まちづくり協議会と河川漁業組合との共同イベントでは、水質浄化作用が期待されるシジミの放流を行うなど、団体間での協力も見られます。

そのほかにも、環境活動の一環として廃油キャンドルを制作し、点灯するイベントを定期的に行っている団体もあり、市民や事業所がそれぞれの有する専門知識を生かし、お互いに協力しながら環境活動を行っています。

8 市民、事業者の環境意識

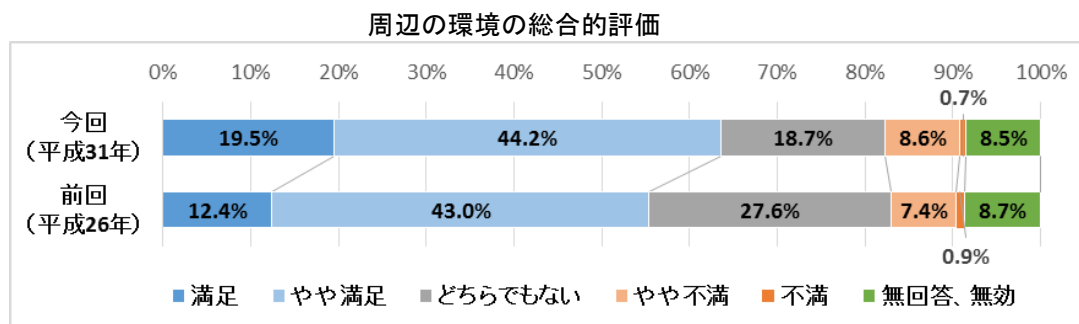
本市では、市民と事業者の環境意識を把握するため、平成31年1月から3月にかけて市民2,000人、事業所200社を対象に「日向市の環境・ごみに関するアンケート調査」を行い、市民745人(回収率37.3%)、事業所102社(回収率51.0%)から回答を頂きました。

8-1 市民の環境意識

市民へのアンケート調査の環境に関する質問内容及び回答結果は、次のとおりです。

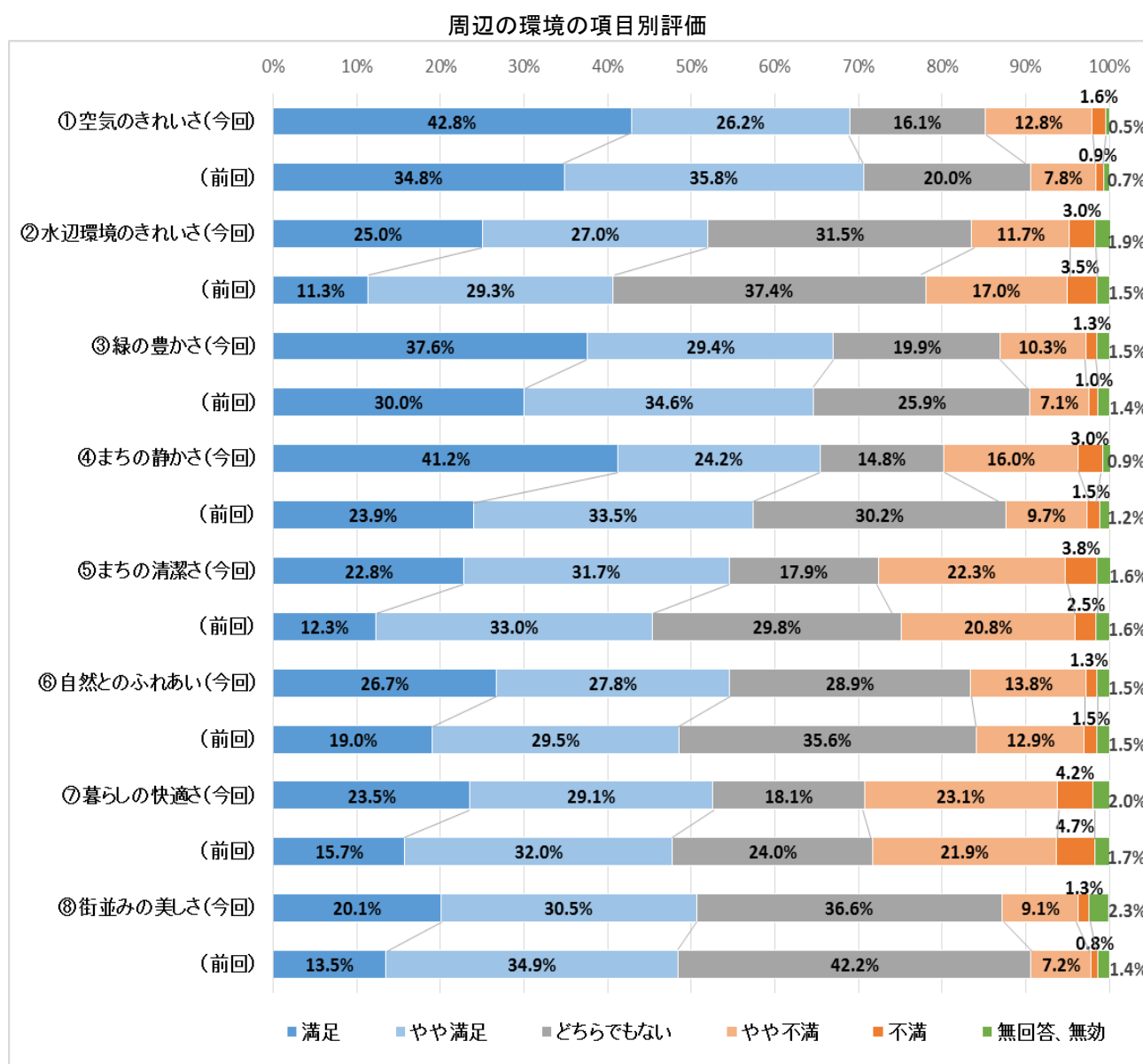
(1) 周辺環境について

居住地周辺の環境については、総合的な評価として現在の環境に「満足」「やや満足」と答えた方は63.7%であり、前回調査と比較して8.3ポイント増加しています。「不満」「やや不満」と答えた方も前回調査と比較して1.0ポイント増加していますが、全体的に見て周辺環境への不満は少ないものとなっています。



項目別の評価としては、「①空気のきれいさ」「③緑の豊かさ」「④まちの静かさ」では満足度が高く、「⑤まちの清潔さ」「⑦暮らしの快適さ」では他の項目と比較すると不満度が高くなっています。

前回の調査と比較すると、それぞれの項目において「満足」「やや満足」と答えた方は、「①空気のきれいさ」では1.6ポイント減少したものの、他の7項目では増加しています。一方、「不満」「やや不満」と答えた方も「②水辺環境のきれいさ」では5.8ポイント減少したものの、他の7項目では増加しています。



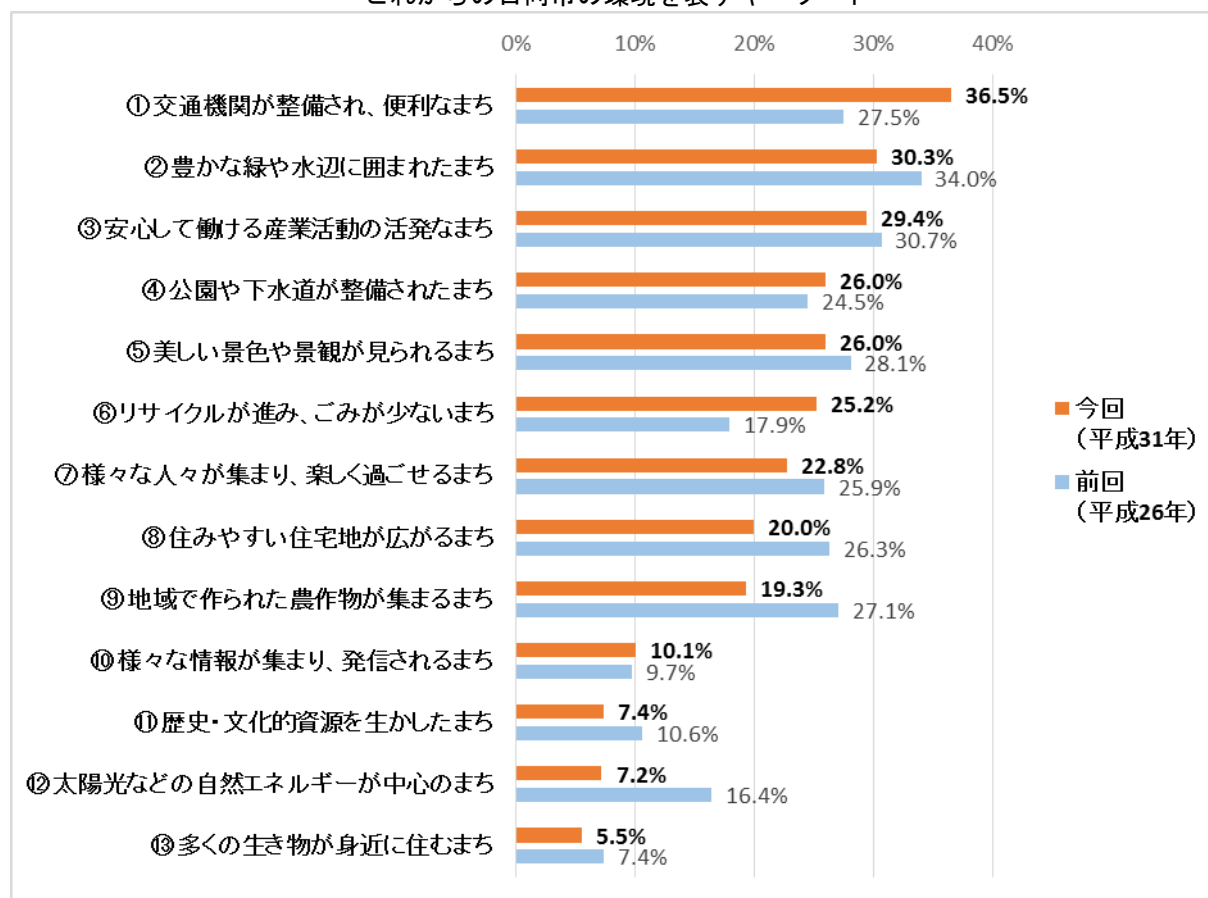
項目別の主な不満要因

項目	不満要因（上位3つ）		
①空気のきれいさ	自動車による空気の汚れ	工場や事業所からの煙や臭い	家庭からの煙や臭い
②水辺環境のきれいさ	河川や池などの水が汚れている	河川や池などの周辺が汚れている	水辺が整備されていない
③緑の豊かさ	緑豊かな公園が少ない	街路樹が少ない	家の周りに緑が少ない
④まちの静かさ	自動車やオートバイの騒音や振動	犬や猫などのペットの鳴き声	工場や事務所の騒音や振動
⑤まちの清潔さ	道路にごみが落ちている	ごみ集積所が散らかっている	空き地にごみが落ちている
⑥自然とのふれあい	整備された自然公園が少ない	水と親しむ水辺空間が少ない	野外活動のできる場所が少ない
⑦暮らしの快適さ	文化や娯楽のための施設が少ない	道路や交通の利便性が悪い	スポーツなどを楽しめる施設が少ない
⑧街並みの美しさ	電柱や看板が多い	建物の大きさ・高さや色がばらばらだ	歴史的な雰囲気がない

(2) これからの日向市のイメージ

「これからの日向市の環境」を表すキーワードについては、「①交通機関が整備され便利なまち」「④公園や下水道が整備されたまち」などの生活環境に関することを選択した割合が高く、次に「②豊かな緑や水辺に囲まれたまち」「⑤美しい景色や景観が見られるまち」「⑥リサイクルが進み、ごみが少ないまち」などの自然環境や生活環境の保全に関することを選択した割合が高くなっています。

これからの日向市の環境を表すキーワード



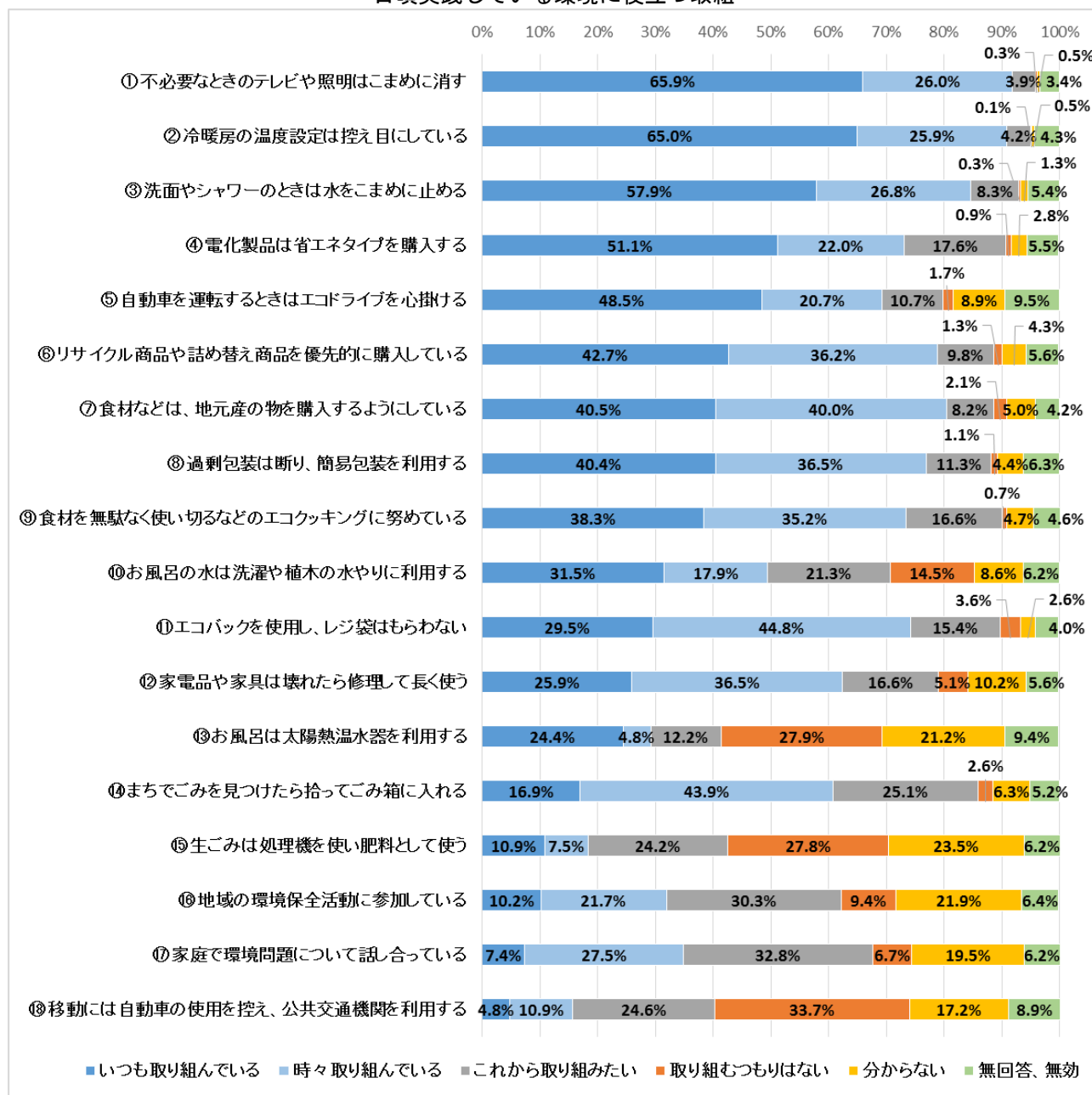
(3) 環境に役立つ取組

環境に役立つ取組としては、家庭、職場、地域において節電や節水に関しては高い割合で実践されています。また、エコバックの使用、過剰包装のお断り、リサイクル商品や詰め替え商品の購入等に関するに加え、自動車のエコドライブを心掛ける割合も高くなっています。

また、これから取り組みたいと考えていることには、「⑩家庭での環境問題についての話し合い」「⑩地域の環境保全活動への参加」などが挙げられています。

一方、取り組めない理由としては、「経済的な負担が増加する」「取組方法が分からない」「機会がない」などの意見が多く見られるため、今後も取組方法等の情報提供を進めていく必要があります。

日頃実践している環境に役立つ取組

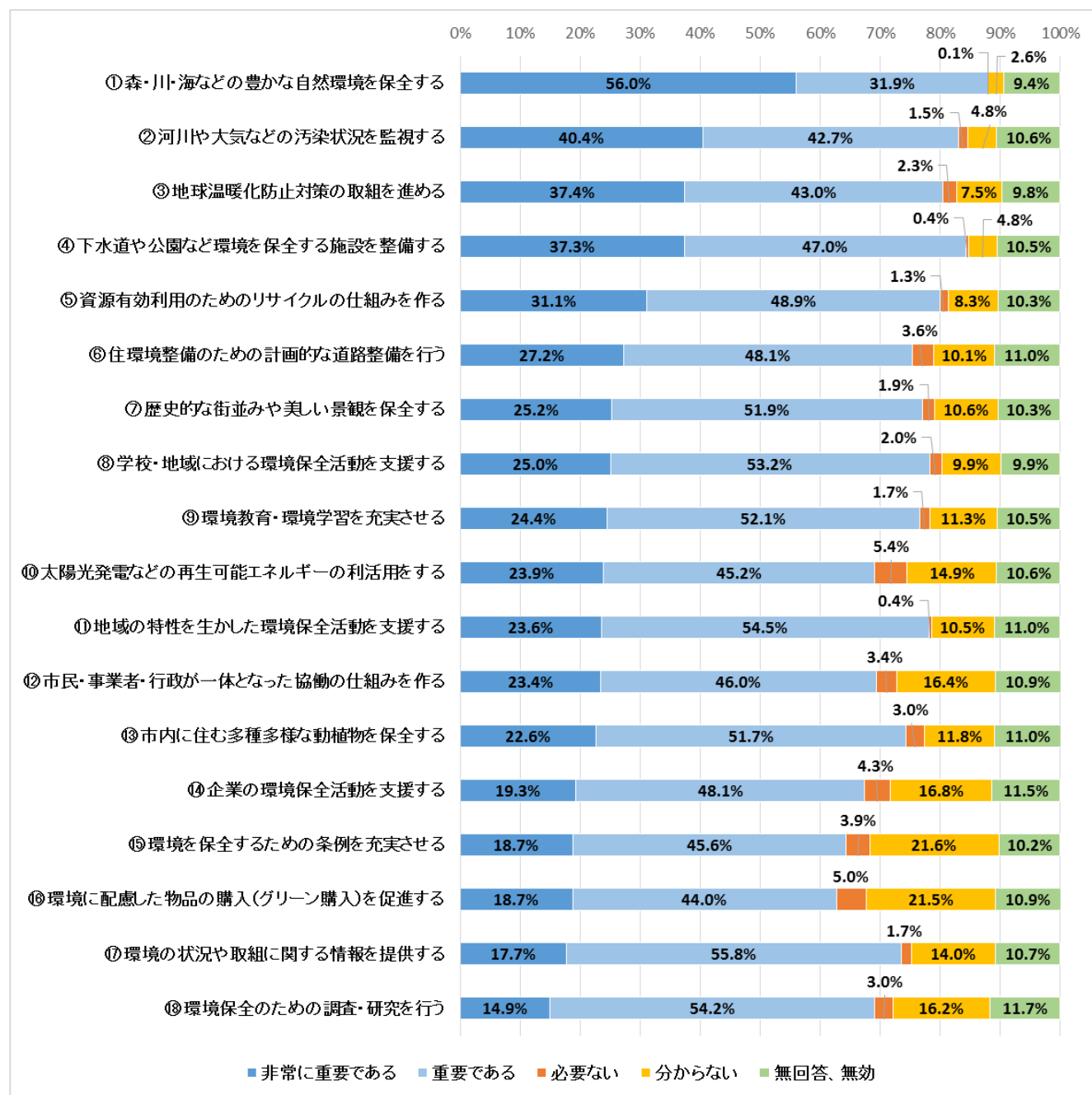


(4) 行政に求める取組

行政に求める取組としては、「①森・川・海などの自然環境保全」「②河川や大気などの汚染状況の監視」について「非常に重要」を選択した割合が高く、自然環境や生活環境の保全を重視する傾向があります。

また、「⑰環境の状況や取組に関する情報提供」「⑪地域の特性を生かした環境保全活動の支援」について「重要」を選択した割合も高く、市民、事業者、行政が一体となった取組を進めることが求められています。

行政に求める取組



8-2 事業者の環境意識

事業者へのアンケート調査の環境に関する質問内容及び回答結果は、次のとおりです。

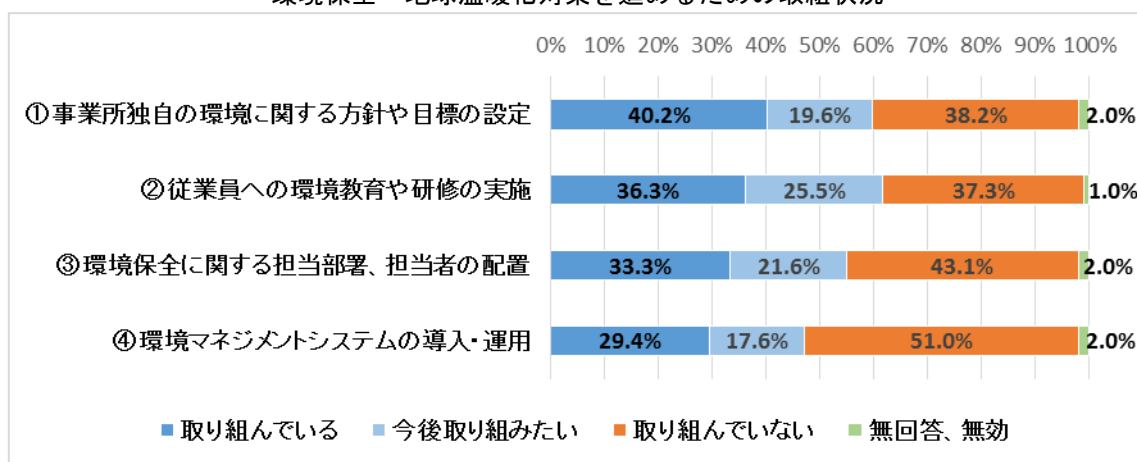
(1) 環境保全・地球温暖化対策に関する取組状況等について

事業所での環境に関する取組状況等については、下表のとおりです。

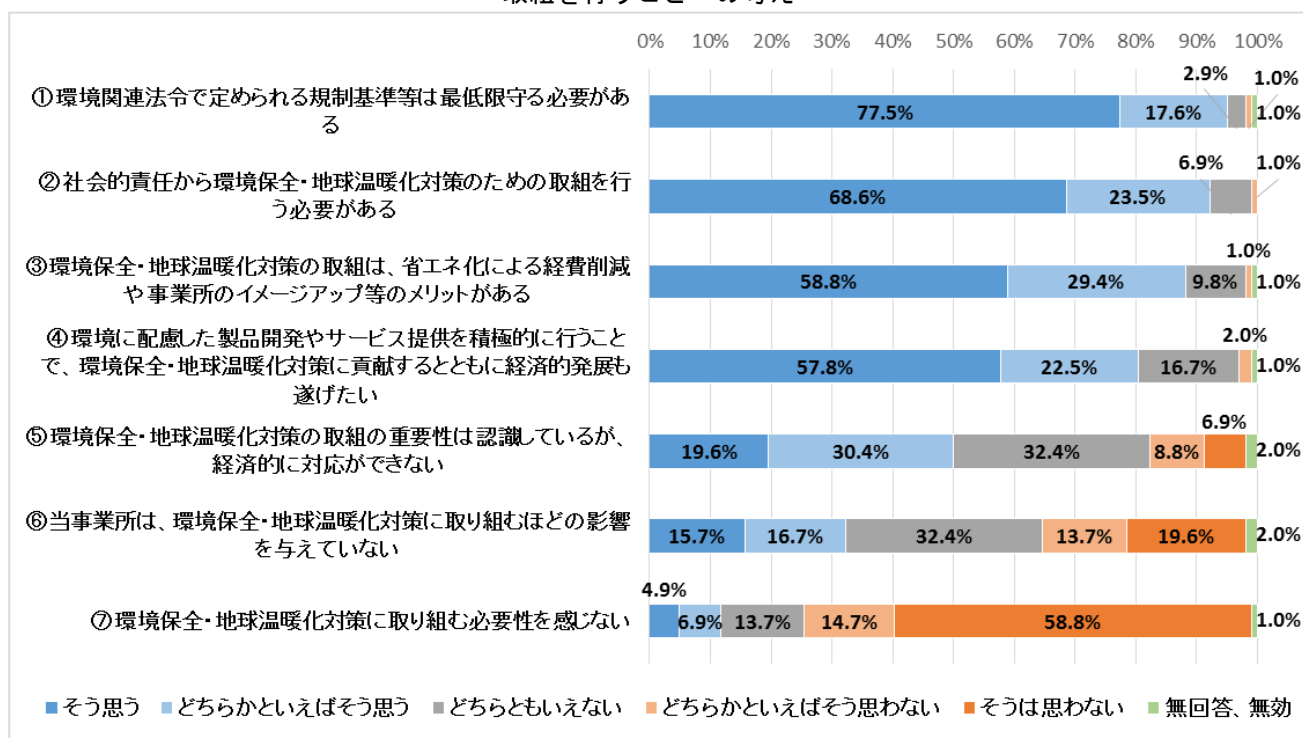
取組を行うことに対して「②社会的責任から取組を行う必要がある」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を選択した事業所の割合が高く、潜在している環境意識は高くなっています。

取組を進める上での課題としては、人員、人材、情報の不足などが理由に挙げられており、今後も取組方法等の情報発信を進めていく必要があります。

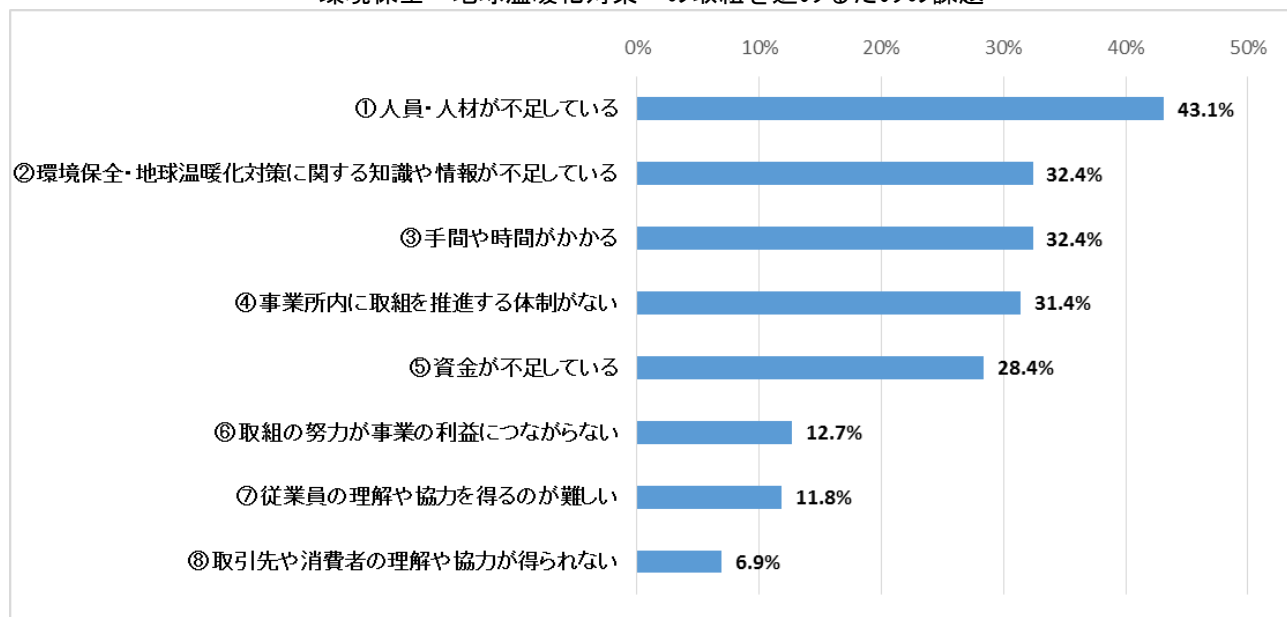
環境保全・地球温暖化対策を進めるための取組状況



取組を行うことへの考え



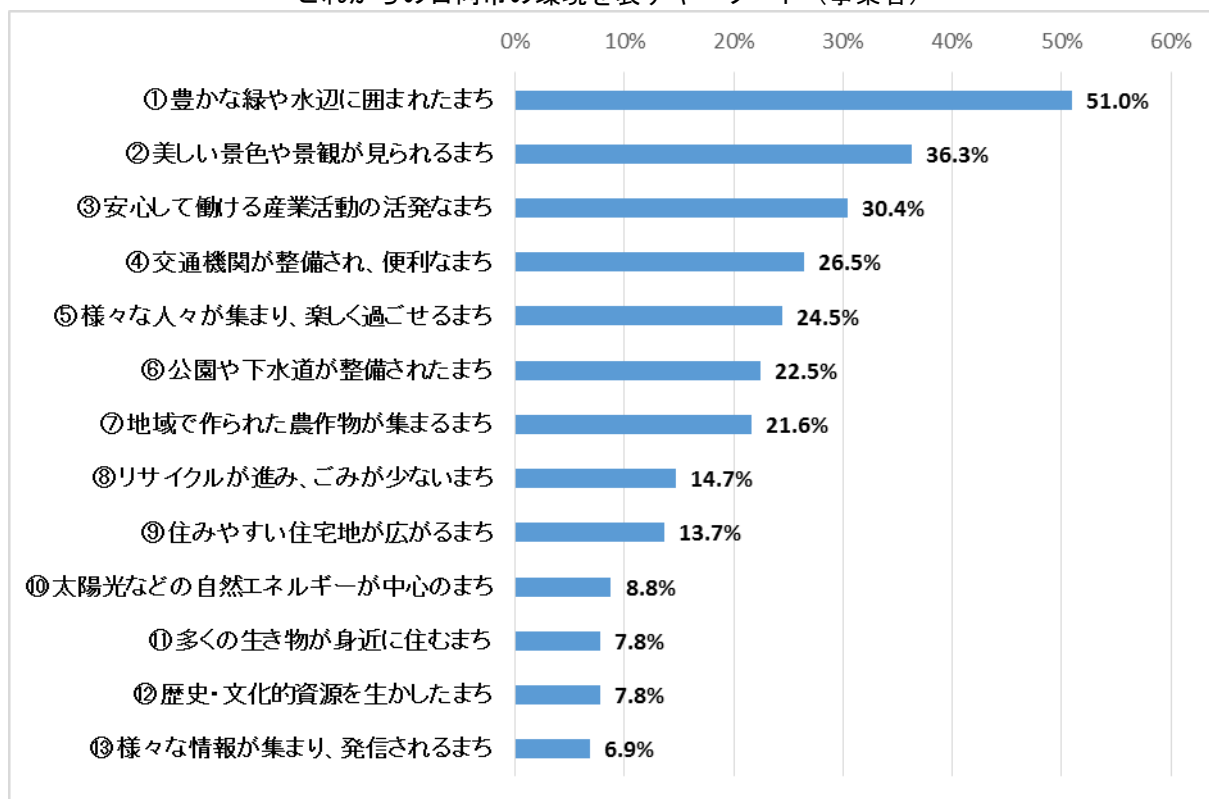
環境保全・地球温暖化対策への取組を進めるための課題



(2) これからの日向市のイメージ

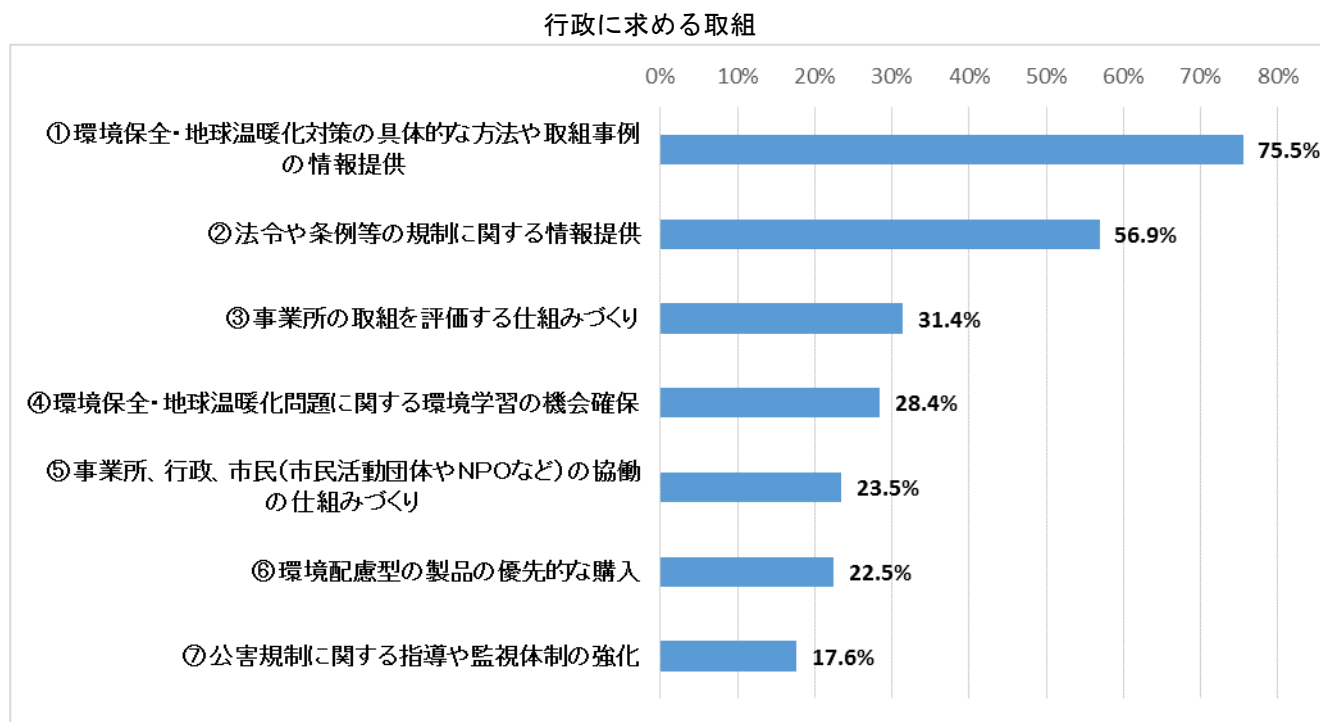
「これからの日向市の環境」を表すキーワードについては、「①豊かな緑や水辺に囲まれたまち」「②美しい景色や景観が見られるまち」などの自然環境に関することを選択した割合が高く、次に「③安心して働ける産業活動が活発なまち」「④交通機関が整備され便利なまち」などの生活環境に関することを選択した割合が高くなっています。

これからの日向市の環境を表すキーワード（事業者）



(3) 行政に求める取組

行政に求める取組としては、「①環境保全・地球温暖化対策の具体的な方法や取組事例の情報提供」「②法令や条例等の規制に関する情報提供」を選択した割合が高いことから、事業者への積極的な情報発信が求められています。



第3章 計画の目標

1 環境の将来像

環境の将来像

自然と共生した快適な環境のまち ひゅうが

本市は、温暖で暮らしやすい気候条件にあり、リアス海岸と白砂青松の砂浜が織り成す海岸線や冠岳や尾鈴山麓に連なる山々、河川の水資源やその流域の森林資源等、豊かな自然環境に恵まれています。これらは、長い歴史の中で先人達が守ってきた市民の大切な財産であり、将来にわたって引き継いでいかなければなりません。

また、アンケート調査結果では、これからの日向市の環境を表すキーワードとして「交通機関が整備され、便利なまち」「公園や下水道が整備されたまち」などの生活環境に関することを選択した割合が高いことから、今後も道路、公園、上下水道などの社会基盤の整備による地域の生活環境の向上を図っていく必要があります。

さらに、人口減少による地域社会の機能低下が懸念されていることから、社会貢献への意識の向上、世代間の交流、生きがいや絆づくりなど、地域の活性化を図る有効な手段として環境活動を推進する取組が重要となります。

引き続き、本市の環境の将来像を「自然と共生した快適な環境のまち ひゅうが」とし、市民、事業者、行政が一体となった取組により豊かな自然環境や快適な生活環境が守られ、さらに、循環型社会、低炭素社会が構築され、将来にわたって健全で持続可能な地域社会づくりを目指します。



2 環境目標

環境の将来像の実現に向けた具体的な取組を進めるため、次のとおり 4 つの環境目標を定めます。

生活環境：「自然と調和した快適に暮らせるまち」

誰もが身近な自然と美しい風景、ふるさとの歴史を感じることができ、安全、安心、快適に暮らせるまちを目指します。



自然環境：「豊かな自然が生き物を育むまち」

緑あふれる山と里地里山の懐かしい風景、清らかに流れる川と紺碧の海が、まばゆい太陽の光の中で、いつまでも輝き続けるまちを目指します。



地球環境：「地球の環境を考え守る取組があるまち」

住みよいふるさとを子供たちに残すため、循環型社会と低炭素社会が構築された環境にやさしいまちを目指します。



協働連携：「環境にやさしい協働の取組があるまち」

環境を大切にする心を育み、みんなが互いに連携した、環境にやさしい協働の取組があるまちを目指します。



3 施策体系

前項で掲げた4つの環境目標ごとに、次のとおり施策を体系化します。

将来像 自然と共生した快適な環境のまち ひょうが	環境目標		施策の方向性	施策の内容
	生活環境	自然と調和した快適に暮らせるまち	(1) 環境の監視と保全対策の推進	①環境モニタリングの実施 ②公害防止及び環境保全対策の実施
			(2) 快適な都市空間の創造	①公園、緑地の整備 ②土地区画整理、住環境の整備 ③ユニバーサルデザインの導入
			(3) 美しい景観の保全	①美しい景観の保全と形成 ②美化運動の推進
			(4) 歴史的、文化的環境の保全と活用	①地域の伝統文化や文化財の伝承 ②芸術文化活動の振興
	自然環境	豊かな自然が生き物を育むまち	(1) 森、里山の保全と活用	①森林の保全と活用 ②潤いのある農村地域の形成 ③環境保全型農業の推進
			(2) 水質と水辺環境の保全	①水源の環境保全 ②水質保全対策の推進 ③水辺環境の保全と整備
			(3) 生物多様性の保全	①動植物の生息、生育環境の保全 ②定期的なモニタリングの実施
	地球環境	地球の環境を考え守る取組があるまち	(1) 循環型社会づくりの推進	①ごみの適正処理の推進 ②ごみの発生抑制と再利用の推進 ③健全な水循環の確保 ④地産地消の推進
			(2) 低炭素社会づくりの推進	①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの利用促進
	協働連携	環境にやさしい協働の取組があるまち	(1) 環境学習の推進	①環境学習の機会確保 ②環境情報の提供
			(2) 環境保全活動の推進と支援	①団体の育成と活動の活性化 ②人材の育成と活用 ③協働の体制と仕組みづくり

4 見直し内容

(1) 施策や成果指標の見直し

平成 27 年の策定から 5 年が経過し、環境を取り巻く状況が変化していることから、施策と成果指標について見直しを行いました。変更内容については、下表のとおりです。

また、成果指標の目標値については、現計画では「増加」「減少」などの抽象的な内容となっていましたので、中間見直しに当たって、具体的な数値目標を設定しています。

見直しを行った施策

環境目標	見直しを行った施策	変更内容（理由）
生活環境	都市公園の維持管理に努めます。	施策の統合による削除（P45 の施策「安全、安心な公園を目指した維持管理を実施します。」と内容が重複しているため）
地球環境	不法投棄防止に関する啓発活動を推進します。	施策の統合による削除（P54 の施策「ごみの不法投棄を防止するため、啓発活動や監視体制を強化します。」と内容が重複しているため）
	小中学校及び学校給食センターから排出される生ごみや油等の適正処理と有効利用を推進します。	新たな施策の追加
	給食業務で使用する機器については、適正な管理による光熱水費の削減を推進します。	新たな施策の追加
	河川の環境保全や水質汚濁防止に関する啓発を行います。	施策の統合による削除（P51 の施策「河川の状況を的確に把握し、環境保全や水質汚濁防止に関する啓発活動を行います。」と内容が重複しているため）
協働連携	環境市民会議を定期的に開催します。	施策の削除（参加者数の減少により別の方法を研究しているため）
	みどりの少年団活動を支援します。	施策の削除（市内の「みどりの少年団」が解散したため）
	環境ボランティアの資質向上のため、学習機会や情報の提供を行います。	施策を「ごみ減量化推進員や河川環境モニターの資質向上のため、学習機会や情報の提供を行います。」に変更

見直しを行った成果指標

環境目標	見直しを行った成果指標	変更内容（理由）
生活環境	「クリーンアップ日向」の参加者数	目標値の変更（クリーンアップ日向と各地区のイベントが重なることが多く、開催場所を海岸に絞ったため）
	市民一人当たりの公園面積	成果指標の削除（市民一人当たりの公園面積が20.00㎡以上を目指すという、日向市都市公園条例の目標を達成したため）
自然環境	民有林の面積	成果指標を「森林経営計画及び森林経営計画管理権集約計画のカバー率」に変更（森林の適正な管理の指標としてより適切な成果指標であるため）
	環境保全型農業の認証農家数、栽培面積	成果指標を「有機農業や減農薬、減化学肥料栽培面積」に変更（日向市農林水産業振興計画との整合を図るため）
	アカウミガメ産卵頭数	目標値の変更（近年の実績を踏まえた修正）
地球環境	ごみの減量化率	成果指標を「一人一日当たりのごみ排出量」に変更（日向市ごみ処理基本計画の目標数値との整合を図るため）
	燃やせるごみ排出量	成果指標の「一人一日当たりのごみ排出量」に統合
	リサイクル樹木受入量 （剪定樹木リサイクル施設とひゅうがリサイクルセンターの受入量）	成果指標を「剪定樹木の受入量」に変更
	畜産資源リサイクルセンターへの搬入量、販売量	目標値の変更（近年の実績を踏まえた修正）
	水道水の有収率 （給水する水量と料金として収入のあった水量との比率 有収水量÷総配水量×100）	目標値の変更（近年の実績を踏まえた修正）
	本市のＪＲ年間利用者数 （日向市駅、財光寺駅、南日向駅、美々津駅の乗降客数）	成果指標を「日向市駅の乗車人員数」に変更（日向市駅以外の利用者数の把握ができなくなったため）
	市民バス年間利用者数 （ぷらっとバス、乗合バス東郷、乗合バス南部の利用者総数）	目標値の変更（市民バスに新たな路線が追加されたため）
	農業小学校のネットワーク化	成果指標を「日向市農村交流館、日向市農産加工施設における加工体験実施回数」に変更（日向市食育・地産地消推進計画との整合を図るため）
協働連携	市民活動支援センター登録数	目標値の変更（団体数増加を目指す）
	生涯学習人材バンクの登録者数	目標値の変更（近年の実績を踏まえた修正）

(2) 平成 27 年度から平成 30 年度までの取組実績

中間評価について

中間評価は、平成 25 年度（基準年度）の実績と平成 27 年度から平成 30 年度までの実績を比較して行っています。

◎（平成 30 年度実績で目標値を達成しているもの）

○（平成 30 年度実績では目標値を達成していないが、途中年度で目標値の達成が確認できるもの）

△（取組を行っているが、目標値を未達成なもの）

×（取組を行わなかったもの）

	成果指標	実績 (策定時)	目標値 ※① (策定時)	実績				中間 評価
		平成 25 年度	令和 6 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
生活環境	公害苦情処理件数	102 件	減少	122 件	136 件	71 件	124 件	○
	市民一人当たりの公園面積	19.30 m ²	増加	19.59 m ²	19.69 m ²	19.86 m ²	20.05 m ²	◎
	「クリーンアップ日向」の参加者数 ※②	1,837 人 (821 人)	増加 (2,000 人 以上)	2,043 人 (776 人)	1,855 人 (665 人)	1,522 人 (598 人)	571 人	○
	美化活動ボランティア参加者数	821 人	増加 (1,000 人 以上)	3,500 人	3,218 人	3,297 人	3,407 人	◎
自然環境	民有林の面積	24,087 ha	現状維持	24,087ha	23,704.ha	23,704ha	23,704ha	○
	森林づくり活動参加者数	562 人	増加	599 人	662 人	585 人	545 人	○
	野生鳥獣による農作物被害額	26,802 千円	減少	26,376 千円	22,405 千円	19,934 千円	19,620 千円	◎
	遊休農地面積	135ha	減少 (130ha: H30 年)	119ha	125ha	121ha	121ha	◎
	環境保全型農業の認証農家数、 栽培面積	35 戸 2,720a	増加	24 戸 2,157a	24 戸 2,157a	26 戸 2,686a	26 戸 2,686a	△
	河川の BOD 環境基準達成度	100%	現状維持	100%	100%	100%	100%	◎
	公共下水道処理人口普及率	54.2%	増加	55.7%	56.1%	56.4%	57.2%	◎
	合併浄化槽設置補助数	3,640 基	増加	3,849 基	3,946 基	4,032 基	4,126 基	◎
	農業集落排水接続率	83.5%	増加	87.6%	88.0%	82.4%	83.1%	○
	アカウミガメ産卵頭数	59 頭	現状維持 (60 頭)	22 頭	19 頭	24 頭	9 頭	△
地球環境	ごみの減量化率	22.22%	増加(23%)	22.41%	24.79%	25.41%	23.97%	◎
	ごみの資源化率	23.26%	増加	22.49%	22.60%	22.22%	19.81%	△
	燃やせるごみ排出量	16,334t	減少	16,462t	15,946t	15,879t	16,748t	○
	リサイクル樹木受入量 (剪定樹木リサイクル施設とひゅう がリサイクルセンターの受入量)	712t	増加	628t	722t	701t	221t	○

	成果指標	実績 (策定時)	目標値 ※① (策定時)	実績				中間 評価
		平成 25 年度	令和 6 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
地球 環境	畜産資源リサイクルセンターへの 搬入量、販売量	搬入:579t	増加 (搬入: 2,830t)	934t	1,137t	989t	764t	○
		販売:985t	増加 (販売: 1,380t)	441t	538t	489t	367t	△
	水道水の有収率 (給水する水量と料金として収入 のあった水量との比率 有収水量 ÷ 総配水量 × 100)	86.43%	増加 (95%)	86.11%	86.36%	86.12%	87.46%	○
	学校給食の地場産品食材の品目 数	20 品目	増加	24 品目	20 品目	15 品目	17 品目	○
	農業小学校のネットワーク化	1 校	増加	2 校	2 校	3 校	3 校	◎
	本市のJR年間利用者数 (日向市駅、財光寺駅、南日向 駅、美々津駅の乗降客数)※③	539,470 人 (日向市駅 の乗車人 員数)	増加	506,255 人 (日向市駅 の乗車人 員数)	514,230 人 (日向市駅 の乗車人 員数)	505,890 人 (日向市駅 の乗車人 員数)	509,540 人 (日向市駅 の乗車人 員数)	△
	市民バス年間利用者数 (ぶらっとバス、乗合バス東郷、乗 合バス南部の利用者総数)	50,949 人	増加 (53,000 人)	52,576 人	61,436 人	55,260 人	47,396 人	○
	公共施設における再生可能エネ ルギー設備の設置箇所数	7 か所	増加	8 か所	8 か所	9 か所	9 か所	◎
協 働 連 携	水辺環境調査参加者数	9 団体 335 人	増加	7 団体 272 人	7 団体 286 人	5 団体 104 人	7 団体 270 人	△
	ごみ処理に関する学習会参加者 数 (出前講座、施設見学、職場体 験)	609 人	増加	627 人	738 人	784 人	1,012 人	◎
	まちづくり協議会設置件数	4 件	増加	4 件	4 件	4 件	4 件	△
	NPO法人の数	15 法人	増加	17 法人	18 法人	19 法人	19 法人	◎
	市民活動支援センター登録数	51 団体 1,719 人	増加	66 団体 (一 人)	61 団体 (一 人)	61 団体 1,874 人	55 団体 1,329 人	○
	生涯学習人材バンクの登録者数	85 人	増加 (200 人: H28 年)	84 人	87 人	81 人	82 人	△
	環境保全に関わる国・県の人材 制度登録者数 (国:環境カウンセラー等) (県:野生動植物保護監視員等)	44 人	増加	52 人	54 人	39 人	39 人	○
	市民提案型事業実施件数	14 件	増加	12 件	12 件	8 件	10 件	△

※① 目標値については、下記を除き平成 27 年 3 月の環境基本計画策定時に設定したものです。中間見直し後の目標値については、第 4 章に記載しています。

※② クリーンアップ日向の取組実績については、P40 に掲載の理由により () 内に平成 30 年に実施した開催場所の参加人数を掲載しています。

※③ 日向市駅以外の利用者数を把握できなくなったため、日向市駅の乗車人員数を掲載しています。

第4章 施策の展開

前章で掲げた4つの環境目標ごとに、市民、事業者、行政の各主体の役割、成果指標と目標値を設定して施策を計画的に展開します。

1 生活環境 「自然と調和した快適に暮らせるまち」

「誰もが身近な自然と美しい風景、ふるさとの歴史を感じることができ、安全、安心、快適に暮らせるまち」を目指します。

1-1 施策の方向性と各主体の役割

(1) 環境の監視と保全対策の推進

国や県と連携して市内の大気や水質などの環境モニタリングを継続して行い、その状況把握と市民や事業者への情報提供を行います。

また、良好な生活環境を守るため、公害防止や環境保全対策の取組を推進します。

【施策の体系】

環境目標		施策の方向性	施策の内容
生活環境	自然と調和した快適に暮らせるまち	(1)環境の監視と保全対策の推進	①環境モニタリングの実施 ②公害防止及び環境保全対策の実施

■市の役割

①環境モニタリングの実施

施策	担当課
公共用水域における水質測定を定期的に行います。	環境政策課
公共用水域や公園でダイオキシン類の調査を行います。	環境政策課
河川環境モニターによる河川環境の監視を行います。	環境政策課
国や県と連携して大気、水質などの汚染状況の把握に努めます。	環境政策課
自動車交通による騒音の状況を把握するため、定期的に調査を行います。	環境政策課

②公害防止及び環境保全対策の実施

施策	担当課
市民、事業者への公害防止意識の向上を図ります。	環境政策課
事業所などからの届出や報告により環境管理状況の把握に努めます。	環境政策課
県と連携して工場や事業所への立入調査を実施します。	環境政策課
開発行為については、環境保全に配慮するよう指導します。	環境政策課

■市民の役割

- ・行政が行う環境監視活動への協力
- ・河川の環境保全や水質汚濁防止への協力

- ・日常生活における騒音や悪臭等の発生防止
- ・ごみの屋外焼却禁止の遵守
- ・屋外焼却禁止の例外事項を行うときの近隣住民への配慮
- ・犬や猫などのペットを飼育するときの近隣住民への配慮

■事業者の役割

- ・行政が行う環境保全のための調査や監視活動への協力
- ・事業活動に伴う公害関係法令の遵守
- ・水質汚濁防止のための排水処理施設の適正管理
- ・ばい煙等の大気汚染物質の削減
- ・工場や事業所での騒音、振動、悪臭防止対策の徹底
- ・工事に伴う騒音、振動の発生抑制
- ・深夜営業に伴う近隣住民への配慮
- ・ごみの屋外焼却禁止の遵守
- ・事業活動で使用する化学物質の適正管理と適正処理

取組紹介「公共用水域における環境モニタリング」

本市では、環境基準の類型指定を受けている河川及び海域を中心に水質調査を行っています。水質については、全体的に良好な水質が保たれています。河川及び海域の測定地点は、次のとおりです。

(担当：環境政策課)

◎河川・海域の測定地点図



(2) 快適な都市空間の創造

市民が安全、安心な住環境を享受できるように、まちづくりの中での公園と緑地の整備や快適な住環境の創造を目指した取組を推進します。

【施策の体系】

環境目標		施策の方向性	施策の内容
生活環境	自然と調和した快適に暮らせるまち	(2) 快適な都市空間の創造	①公園、緑地の整備 ②土地区画整理、住環境の整備 ③ユニバーサルデザインの導入

■市の役割

①公園、緑地の整備

施 策	担当課
公園、緑地の整備を推進します。	市街地整備課
安全、安心な公園を目指した維持管理を実施します。	市街地整備課
農村公園や農林公園の維持管理に努めます。	農業畜産課

②土地区画整理、住環境の整備

施 策	担当課
優良な市街地を形成するため、土地区画整理事業を推進します。	市街地整備課
住環境の改善や防災力の向上のため、住環境の整備を進めます。	建設課 建築住宅課
雨水環境の整備により浸水を防除し、住環境の改善を図ります。	下水道課
自治会の一斉清掃や害虫駆除を支援し、住環境の衛生を保全します。	環境政策課

③ユニバーサルデザインの導入

施 策	担当課
全ての市民が安全に、安心して生活できるように、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。	建設課 建築住宅課 福祉課 観光交流課

■市民の役割

- ・公園、緑地、その他の公共施設での環境美化への協力
- ・公園、緑地の維持管理への協力
- ・行政が行う快適な住環境を推進するための施策への理解と協力

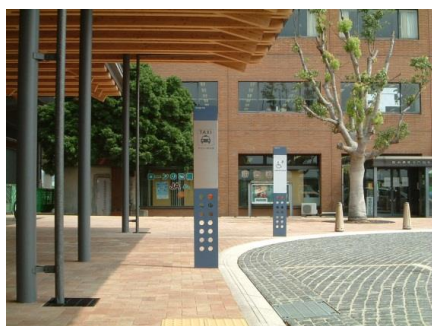
■事業者の役割

- ・公園、緑地、その他の公共施設での環境美化への協力
- ・工場、事業所敷地の緑化の推進
- ・施設等の整備に伴うユニバーサルデザインの導入

取組紹介「ユニバーサルデザイン」

「ユニバーサル＝普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように、施設などをデザインすることをいいます。

例えば日向市駅周辺では、幅の広い歩道の整備、歩道の段差や傾斜の改善、誘導用ブロックの設置、歩行者に分かりやすい案内板やサインの設置など、安全、安心で快適な歩行空間づくりを進めています。
(担当:市街地整備課)



(3) 美しい景観の保全

良好な景観の保全と地域の特性を生かした景観形成のまちづくりを計画的に推進して魅力ある街並みを創出します。また、美化活動の推進により景観に対する意識の向上を図ります。

【施策の体系】

環境目標		施策の方向性	施策の内容
生活環境	自然と調和した快適に暮らせるまち	(3)美しい景観の保全	①美しい景観の保全と形成 ②環境美化活動の推進

■市の役割

①美しい景観の保全と形成

施 策	担当課
全市公園化を推進して緑豊かな美しい都市空間の創出を図ります。	市街地整備課
魅力ある景観づくりを進め、地域の活性化を推進します。	都市政策課
市民が主体的に行う景観まちづくり活動を支援します。	都市政策課
美しい景観を保全、形成する意識の向上を図ります。	都市政策課
地域の特性に応じた土地利用を計画的に推進します。	都市政策課
公共事業を実施するときは、良好な景観形成を先導するよう取り組みます。	公共事業担当課

②環境美化活動の推進

施 策	担当課
市民総ぐるみで行う環境美化活動を開催します。	環境政策課
市民、事業者の環境美化活動を支援します。	環境政策課
花のあふれるまちづくりを推進します。	市街地整備課
ホームページや広報紙を活用し、美化、緑化に対する市民意識の向上を図ります。	環境政策課

■市民の役割

- ・住宅建築時における周辺の自然景観や街並みへの配慮
- ・環境美化や緑化活動への積極的な参加や協力
- ・生け垣の設置や植栽による自宅敷地内の緑化

■事業者の役割

- ・施設等の整備時における周辺の自然景観や街並みへの配慮
- ・屋外広告等の設置時における関係法令の遵守と周辺の自然景観や街並みへの配慮
- ・環境美化や緑化活動への積極的な参加や協力
- ・工場、事業所敷地内の緑化の推進

(4) 歴史的、文化的環境の保全と活用

本市の歴史的、文化的な遺産を継続して保存するとともに、これらの遺産を生かしたまちづくりや文化に触れることができる取組を推進します。

【施策の体系】

環境目標		施策の方向性	施策の内容
生活環境	自然と調和した快適に暮らせるまち	(4)歴史的、文化的環境の保全と活用	①地域の伝統文化や文化財の伝承 ②芸術文化活動の振興

■市の役割

①地域の伝統文化や文化財の伝承

施 策	担当課
地域の伝統文化の保存と活用を推進し、情報発信に努めます。	文化生涯学習課
文化財の保護に努め、調査、指定、保存及び公開を進めます。	文化生涯学習課

②芸術文化活動の振興

施 策	担当課
芸術文化活動の充実に努めます。	文化生涯学習課
文化施設の効率的な活用を図ります。	文化生涯学習課

■市民の役割

- ・地域の歴史や文化への理解と学習
- ・地域の伝統文化の伝承活動への協力
- ・文化財の情報提供と保存活動への協力
- ・様々な芸術文化活動への参加と芸術文化に関する意識の向上

■事業者の役割

- ・地域の歴史や文化への理解と保存伝承への協力
- ・開発行為を行おうとするときの文化財の調査や保存活動への協力

取組紹介「日向市の文化財」

文化財は、古くから伝えられてきた貴重な財産であるとともに、歴史や文化、伝統などの理解に欠かせないものでもあります。

本市の文化財は、平成30年に「日向岬の柱状節理」が天然記念物として国指定文化財に指定され、「細島験潮場」が国登録有形文化財に登録されています。また、平成31年には「細島灯台」が国登録有形文化財に登録されています。

本市では、平成31年に「日向市の文化財」を刊行し、本市の文化財についての情報発信に取り組んでいます。

(担当：文化生涯学習課)



1-2 成果指標と目標値

成果指標	平成25年度	平成30年度	目標値(令和6年度)
公害苦情処理件数	102件	124件	100件
「クリーンアップ日向」の参加者数(※P40を参照)	821人	571人	600人
美化活動ボランティア参加者数	821人	3,407人	3,500人

2 自然環境 「豊かな自然が生き物を育むまち」

「緑あふれる山と里地里山の懐かしい風景、清らかに流れる川と紺碧の海が、まばゆい太陽の光の中で、いつまでも輝き続けるまち」を目指します。

2-1 施策の方向性と各主体の役割

(1) 森、里山の保全と活用

森林は、自然環境や動植物の生態系を保全し、良好な景観を形成するとともに、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の吸収源など公益的かつ多面的な役割を果たしており、その機能を維持するための取組を推進します。

【施策の体系】

環境目標		施策の方向性	施策の内容
自然環境	豊かな自然が生き物を育むまち	(1) 森、里山の保全と活用	①森林の保全と活用 ②潤いのある農村地域の形成 ③環境保全型農業の推進

■市の役割

①森林の保全と活用

施 策	担当課
森林整備計画や森林経営計画に基づく森林の適正な管理、保全を推進します。	林業水産課
治山事業を推進し、保安林の機能強化を図ります。	林業水産課
森林づくり活動を支援します。	林業水産課
林野火災予防のため、啓発活動に取り組みます。	消防本部
森林の特性を生かし、レクリエーションの場としての活用を図ります。	林業水産課
地域資源を活用したツーリズムの振興を図ります。	観光交流課

②潤いのある農村地域の形成

施 策	担当課
農地、水、環境の良好な保全とその質の向上を図ります。	農業畜産課
調和の取れた土地利用を推進するとともに、優良農地や農業用水の確保を図ります。	農業畜産課

③環境保全型農業の推進

施 策	担当課
農地や水を守る共同活動を支援します。	農業畜産課
化学肥料や農薬使用の低減化、適正化を推進します。	農業畜産課
家畜排せつ物の適正処理を促進し、バイオマス資源としての活用を推進します。	農業畜産課

■市民の役割

- ・事業者、団体、行政等が行う森林の整備や保全活動への積極的な参加
- ・私有林の適正な管理
- ・市産材の積極的な利用
- ・自然とのふれあいやツーリズム等への参加によるふるさとの自然への理解
- ・自然公園等を利用するときの規制の遵守と自然環境への配慮
- ・環境に配慮した農業への理解

■事業者の役割

- ・森林保全活動への積極的な参加や支援
- ・開発行為を行おうとするときの自然環境への配慮
- ・市産材の積極的な利用
- ・木質バイオマスの積極的な活用
- ・自然とのふれあいや農林漁業を体験するツーリズムへの協力
- ・農業用排水路や農道等の維持管理への協力
- ・遊休農地の解消に向けた取組への協力
- ・有機農業、農薬や化学肥料の使用を低減化するなど、環境に配慮した農業を推進する取組への協力
- ・家畜排せつ物の適正処理やバイオマス資源としての活用

取組紹介「農作物の被害対策」

有害鳥獣による被害は、直接的な被害にとどまらず、生産意欲の低下にもつながるため、被害対策は重要な課題となっています。

本市では、関係機関と連携し、集落単位の研修会の開催や有害鳥獣を追い払い、呼び寄せない取組など、被害防止に関する啓発活動を行うとともに、侵入防止柵の設置や有害鳥獣の捕獲を促進し、被害の軽減に取り組んでいます。
(担当:農業畜産課 林業水産課)

鳥獣被害防止研修会の様子



(2) 水質と水辺環境の保全

耳川をはじめ多くの河川や日豊海岸国定公園に指定され変化に富んだ海岸線は、多様な自然環境と美しい景観を形成しているため、その水質や水辺環境の保全を推進します。

【施策の体系】

環境目標		施策の方向性	施策の内容
自然環境	豊かな自然が生き物を育むまち	(2) 水質と水辺環境の保全	①水源の環境保全 ②水質保全対策の推進 ③水辺環境の保全と整備

■市の役割

①水源の環境保全

施 策	担当課
河川の状況を的確に把握し、環境保全や水質汚濁防止に関する啓発活動を行います。	環境政策課
関係機関と連携し、耳川流域の森林の水源涵養林としての機能向上に努めます。	林業水産課

②水質保全対策の推進

施 策	担当課
公共下水道事業の計画的な推進に努めます。	下水道課
浄化センター等の処理施設の共同化を図り、機能充実及び維持管理に努めます。	下水道課 環境政策課
合併処理浄化槽の普及促進を図ります。	下水道課
農業集落排水施設の維持管理に努めます。	農業畜産課 下水道課
家畜排せつ物の適正処理を推進します。	農業畜産課

③水辺環境の保全と整備

施 策	担当課
日豊海岸国定公園の海岸線を保全します。	環境政策課
国や県と連携し、海岸の保全や漂着物対策に努めます。	環境政策課
水辺環境の利用促進や水生動植物の保護を推進します。	環境政策課
国や県と連携し、自然環境に配慮した計画的な河川と海岸の整備、維持管理を推進します。	建設課
河川清掃や産卵場造成等により河川環境の保全を図ります。	林業水産課

■市民の役割

- ・水辺環境や水源を良好に保つ取組への協力
- ・公共下水道、農業集落排水施設への接続
- ・公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外における合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理
- ・生活排水による水質汚濁の現状の理解と油の適正処理や洗剤の適量使用等、家庭での生活排水対策の実践
- ・河川や海岸の環境保全活動への積極的な参加

■事業者の役割

- ・河川の浄化や森林の保全に関する活動への積極的な参加
- ・水質汚濁防止のための排水処理施設の整備や適正管理
- ・農薬等の適正使用や家畜排せつ物の適正処理等による公共用水域における水質汚濁防止の取組
- ・開発行為を行おうとする時の水辺環境保全のための取組
- ・河川や海岸の環境保全活動への積極的な参加や支援

取組紹介「河川環境の保全」

水源涵養の機能を持つ森林と密接な関係にある河川の水質は、海産魚介類にも大きな影響を及ぼすため、河川環境の保全は重要な課題となっています。

本市では、関係機関と連携して河川の清掃や魚介類の放流、産卵場の整備などの取組により河川環境の保全を図っています。
(担当:林業水産課)

アユの産卵場整備の様子



(3) 生物多様性の確保

自然豊かな河川や海岸に生息、生育している多様な動植物の保全を推進します。

【施策の体系】

環境目標		施策の方向性	施策の内容
自然環境	豊かな自然が生き物を育むまち	(3) 生物多様性の確保	①動植物の生息、生育環境の保全 ②定期的なモニタリングの実施

■市の役割

①動植物の生息、生育環境の保全

施 策	担当課
多様な動植物の生態系の基盤を形成している海浜植生や湿地等の保全に努めます。	環境政策課
アカウミガメ、コアジサシ、ハマグリの繁殖地を保全します。	環境政策課 文化生涯学習課 林業水産課
市民に親しまれ、由緒由来がある樹木、樹林を指定し、保存に努めます。	環境政策課
水産資源の保護増殖を図るため、魚貝類の放流を支援します。	林業水産課
藻場や干潟などの再生、保全活動を支援します。	林業水産課
公共事業を実施するときは、動植物の生息、生育環境の保全に配慮します。	公共事業担当課

②定期的なモニタリングの実施

施 策	担当課
国や県と連携し、動植物の生息、生育環境の継続的なモニタリングを行います。	環境政策課

■市民の役割

- ・動植物の保護意識の向上
- ・自然公園等における規制の遵守と動植物の保全、保護活動への協力
- ・外来種などの動植物の適切な飼育や栽培
- ・動植物の売買に関する規制の遵守

■事業者の役割

- ・開発行為を行おうとするときの動植物の生息、生育環境への配慮
- ・動植物の売買に関する規制の遵守
- ・動植物の保全活動への積極的な協力

取組紹介「海洋プラスチックごみ対策」

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計され、環境汚染による生態系や生活環境等への影響が懸念されています。

本市でも、クリーンアップ日向などの清掃活動でプラスチックごみを回収するとともに、不法投棄やポイ捨ての禁止の徹底、4Rによるごみの排出抑制と資源化の取組によりプラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止を図っています。

(担当:環境政策課)

海岸漂着物に含まれるプラスチックごみ



2-2 成果指標と目標値

成果指標	平成 25 年度	平成 30 年度	目標値(令和 6 年度)
森林経営計画及び森林経営管理権集積計画のカバー率 (森林経営計画面積+集積計画面積/対象森林面積×100)		30%	40%
森林づくり活動参加者数	562 人	545 人	560 人
野生鳥獣による農作物被害額	26,802 千円	19,620 千円	17,036 千円
遊休農地面積	135ha	121ha	95ha
有機農業や減農薬、減化学肥料栽培面積		10ha	10ha
河川の BOD 環境基準達成度	100%	100%	100%
公共下水道処理人口普及率	54.2%	57.2%	60.0%
合併浄化槽設置補助数	3,640 基	4,126 基	4,480 基
農業集落排水接続率	83.5%	83.1%	87.2%
アカウミガメ産卵頭数	59 頭	9 頭	20 頭

3 地球環境 「地球の環境を考え守る取組があるまち」

「住みよいふるさとを子供たちに残すため、循環型社会と低炭素社会が構築された環境にやさしいまち」を目指します。

3-1 施策の方向性と各主体の役割

(1) 循環型社会づくりの推進

環境への負荷が少ない循環型社会を構築するため、ごみの排出抑制、減量化、資源化の取組を推進します。

また、水資源の有効利用を図るとともに、食の地産地消を進め、将来にわたって健全で持続可能なまちづくりを目指します。

【施策の体系】

環境目標		施策の方向性	施策の内容
地球環境	地球の環境を考え守る取組があるまち	(1) 循環型社会づくりの推進	①ごみの適正処理の推進 ②ごみの発生抑制と再生利用の推進 ③健全な水循環の確保 ④地産地消の推進

■市の役割

①ごみの適正処理の推進

施 策	担当課
ごみの排出抑制、減量化、資源化を推進します。	環境政策課
安全、安心で安定したごみ処理体制の構築に努めます。	環境政策課
事業系ごみの適正処理を推進します。	環境政策課
ごみ処理に関する情報を積極的に発信し、市民、事業者の意識の向上を図ります。	環境政策課
ごみ集積所、資源物集積所を適正に管理します。	環境政策課
剪定樹木の再利用を推進します。	環境政策課
ごみの不法投棄を防止するため、啓発活動や監視体制を強化します。	環境政策課
農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。	農業畜産課
小中学校及び学校給食センターから排出される生ごみや油等の適正処理と有効利用を推進します。	学校給食センター

取組紹介「剪定樹木のリサイクル」

本市では、家庭や事業所から排出される剪定樹木を資源として有効利用するため、対象となる剪定樹木を粉碎処理後、チップ堆肥化して希望する市民に無償提供しています。

【対象樹木】

イチョウ、イヌマキ、ウバメガシ、カシ、ケヤキ、サザンカ、ツバキ、ヤマモモ、ラカンマキ等

(担当：環境政策課)

剪定樹木リサイクル施設



②ごみの発生抑制と再生利用の推進

施 策	担当課
資源物回収品目の拡大を図ります。	環境政策課
「3つの買物運動」「4R運動」「30・10（さんまる・いちまる）運動」を推進します。	環境政策課
生ごみの減量化及び資源化を推進します。	環境政策課
福祉機器の有効利用とリサイクルを推進します。	福祉課
公共事業における再生材の使用を推進します。	公共事業担当課
公共事業において発生する廃棄物の排出抑制、減量化、再利用、再生利用を推進します。	公共事業担当課
家畜排せつ物の適正処理と有効利用を促進します。	農業畜産課

③健全な水循環の確保

施 策	担当課
安全で良質な水の安定供給に努めます。	水道課
道路を整備するときは、雨水の地下浸透への配慮に努めます。	建設課 市街地整備課
市役所庁舎での雨水の有効利用に努めます。	資産経営課

④地産地消の推進

施 策	担当課
家庭、地域、学校などにおける食育、地産地消を推進します。	農業畜産課 学校給食センター
地場産品の消費拡大を推進します。	農業畜産課 林業水産課 観光交流課 ブランド推進課
食育、地産地消に関する情報の収集と提供に努めます。	農業畜産課
農林水産業の体験や交流活動を推進します。	農業畜産課 林業水産課

■市民の役割

- ・ごみ出しルールの遵守とごみの排出抑制、減量化、資源化への協力
- ・「3つの買物運動」「4R運動」「30・10（さんまる・いちまる）運動」の実践
- ・「生ごみの水きり、ひとしぼり」や生ごみ処理器の利用等による生ごみの減量
- ・ごみの不法投棄防止対策への協力
- ・農林水産物等の地産地消活動への積極的な協力

■事業者の役割

- ・事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の排出抑制、減量化、資源化、適正処理の促進
- ・「3つの買物運動」「4R運動」「30・10（さんまる・いちまる）運動」の普及と推進への協力
- ・環境にやさしい製品の開発、提供及び利用の促進
- ・工場や事業所における水資源の有効利用
- ・雨水の地下浸透性への配慮や有効利用
- ・地域で生産される食材や資材の積極的な利用

取組紹介「3つの買物運動」「4R運動」

「3つの買物運動」とは、「レジ袋お断り」「簡易包装」「マイバック持参」のことであり、ごみの発生抑制を図る運動です。

「4R運動」とは、ごみを減らすために身近にできることとしてRが頭文字になっている以下の行動理念のことです。

- ①リフューズ(R e f u s e) 「不要なものは買わない」
- ②リデュース(R e d u c e) 「ごみを減らす」
- ③リユース (R e u s e) 「再使用する」
- ④リサイクル(R e c y c l e) 「再生利用する」

本市では、ごみの減量化と資源化を図るため、これらの取組を推進しています。

(担当:環境政策課)

取組紹介「生ごみの減量化に向けた食品ロス削減の取組」

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことであり、日本では年間約 2,759 万トンの食品廃棄物が発生しており、このうち 643 万トン（平成 28 年度農林水産省推計値）が食品ロスと言われています。このような現状に対して食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年 5 月に公布されました。

本市では、食品ロス削減の取組として宴会時の食べ残しを減らす「30・10（さんまる・いちまる）運動」を推進しており、また、宮崎県 4 R 推進協議会が実施する食品小売店等での啓発イベント（食べきり宣言キャラバン）に協力しています。

「30・10（さんまる・いちまる）運動」の 3 つの呼び掛け

- ①食べられる量を注文し、食べられない物は先に伝えましょう。
 - ②乾杯後の 30 分間は席に着いて、食事をしましょう。
 - ③宴会終了前の 10 分間は席に戻って、もう一度食事をしましょう。
- (担当:環境政策課)

食べきり宣言キャラバンの様子



(2) 低炭素社会づくりの推進

地球温暖化防止に貢献するため、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進を図り、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

【施策の体系】

環境目標		施策の方向性	施策の内容
地球環境	地球の環境を考え守る取り組みがあるまち	(2)低炭素社会づくりの推進	①省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギーの利用促進

■市の役割

①省エネルギーの推進

施 策	担当課
温室効果ガスの排出削減のため、市民、事業者の省エネルギーに関する意識啓発を図ります。	環境政策課
日向市地球温暖化防止対策実行計画に基づき、市役所全体の省エネルギー対策を推進します。	環境政策課
廃棄物処理施設などでの余熱、廃熱利用を進め、エネルギーの省力化と効率化を図ります。	環境政策課
公共交通機関の利用促進に向けて、啓発活動を推進します。	総合政策課 環境政策課
ホームページを充実させ、各種申請書のホームページからの取得を促進し、移動のためのエネルギーの節約を図ります。	秘書広報課
公用車については、低公害車、低燃費車の積極的な導入と効率的な運用を図ります。	資産経営課
市役所庁舎に省エネルギーシステムの積極的な導入を図ります。	資産経営課
給食業務で使用する機器については、適正な管理による光熱水費の削減を推進します。	学校給食センター

②再生可能エネルギー利用の促進

施 策	担当課
公共施設を整備するときは、再生可能エネルギー設備の導入に努めます。	公共事業担当課
学校施設において再生可能エネルギー設備の導入に努めます。	教育総務課
バイオマス発電など再生可能エネルギー施設の誘致に取り組みます。	商工港湾課
家畜排せつ物のバイオマス資源としての活用を図ります。	農業畜産課
森林資源のバイオマス資源としての活用やカーボン・オフセット制度の導入を推進します。	林業水産課

■市民の役割

- ・環境問題への理解と地球温暖化防止活動への積極的な参加
- ・省エネルギーやエコドライブの実践、公共交通機関の利用など、二酸化炭素排出量の少ないライフスタイルへの転換
- ・家庭における二酸化炭素排出量の少ない設備や省エネルギー機器の導入
- ・再生可能エネルギーの導入意義や目的についての理解

■事業者の役割

- ・地球温暖化防止活動への積極的な参加
- ・事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減等、環境負荷低減の取組の実施
- ・工場や事業所における二酸化炭素排出量の少ない設備や省エネルギー機器の導入
- ・ノーマイカー通勤やエコドライブの推進
- ・低公害車や低燃費車の導入
- ・太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの導入

取組紹介「太陽光発電」

再生可能エネルギーの一つである太陽光発電は、半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法です。

運転中は温室効果ガスを排出しないため、温室効果ガス排出量の削減につながります。

本市でも、学校などの公共施設の整備に伴い、新たに太陽光発電の導入に努めています。（担当：教育総務課）

美々津小学校の太陽光発電設備



3-2 成果指標と目標値

成果指標	平成 25 年度	平成 30 年度	目標値(令和 6 年度)
一人一日当たりのごみ排出量	947g	954g	913g
ごみの資源化率	23.26%	19.81%	25.00%
剪定樹木の受入量	150t	221t	230t
畜産資源リサイクルセンターへの搬入量、販売量	搬入：579 t	764 t	1,500t
	販売：985 t	367 t	1,000t
水道水の有収率 (給水する水量と料金として収入のあった水量との比率 有収水量÷総配水量×100)	86.43%	87.46%	88.05%
学校給食の地場産品食材の品目数	20 品目	17 品目	17 品目
日向市農村交流館、日向市農産加工施設における加工体験実施回数		220 回	240 回
日向市駅の乗車人員数	539,470 人	509,540 人	500,000 人
市民バス年間利用者数 (ぷらっとバス、乗合バス東郷、南部ぷらっとバス、乗合バス南部の利用者総数)		72,456 人	80,000 人
公共施設における再生可能エネルギー設備の設置箇所数	7 か所	9 か所	10 か所

4 協働連携 「環境にやさしい協働の取組があるまち」

「環境を大切にする心を育み、みんなが互いに連携した、環境にやさしい協働の取組があるまち」を目指します。

4-1 施策の方向性と各主体の役割

(1) 環境学習の推進

市民の環境問題に対する理解と関心を深めるため、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における環境学習の機会を確保するとともに、ホームページや広報紙を通じて効果的に環境情報を提供します。

【施策の体系】

環境目標		施策の方向性	施策の内容
協働連携	環境にやさしい協働の取組があるまち	(1) 環境学習の推進	①環境学習の機会確保 ②環境情報の提供

■市の役割

①環境学習の機会確保

施 策	担当課
学校における環境教育、ふるさと教育を推進します。	学校教育課
家庭、学校、地域が一体となり、青少年の健全育成の一環として環境に関わる活動を実施します。	学校教育課 文化生涯学習課
事業所や地区公民館等において環境学習の機会を提供します。	文化生涯学習課 環境政策課
生涯学習関係団体の活動の中で環境学習に取り組みます。	文化生涯学習課 環境政策課

②環境情報の提供

施 策	担当課
ホームページや広報紙、環境学習の機会等を通じて環境情報を積極的かつ効果的に発信します。	地域コミュニティ課 環境政策課
市民の学習ニーズに応えた資料の収集、整理、保存と情報の発信に努めます。	図書館

■市民の役割

- ・環境問題について家族で話し合う機会の確保
- ・家庭、学校、地域等における環境学習への積極的な参加
- ・日常生活における環境情報の積極的な活用

■事業者の役割

- ・環境に関する研修会や講習会への積極的な参加
- ・従業員研修等を通じた職場における環境意識の向上
- ・事業者が有する環境保全技術や関連施設の情報提供等により地域の環境学習の推進への協力

取組紹介「環境学習の取組」

本市では、市民の環境意識の向上を図るために、学校、事業所、自治会、各種団体等を対象とした出前講座、清掃センターや最終処分場の見学、学校等からの職場体験学習の受入れを行っています。
(担当：環境政策課)



取組紹介「環境情報の提供」

本市では、ホームページや広報紙を積極的に活用し、環境情報の提供を行っています。

平成27年度からは、ごみと資源物の適正な排出を支援するため、スマートフォン・タブレット利用者への「ごみ分別アプリ」の配信を行っています。(担当：環境政策課)



iPhone iPad



Android

ごみ分別アプリの画面



(2) 環境保全活動の推進と支援

環境保全活動を市民、事業者、行政との協働により推進するため、市民団体や自治会等の活動を支援するとともに、その核となるリーダーの育成や活用できる取組を行います。

また、団体間の交流促進を図り、活動の実践を通して協働の仕組みづくりを進めます。

【施策の体系】

環境目標		施策の方向性	施策の内容
協働連携	環境にやさしい協働の取組があるまち	(2)環境保全活動の推進と支援	①団体の育成と活動の活性化 ②人材の育成と活用 ③協働の体制と仕組みづくり

■市の役割

①団体の育成と活動の活性化

施 策	担当課
市民が主体的に行う地域づくり活動を支援します。	地域コミュニティ課
自治会の地域活動を支援します。	地域コミュニティ課
まちづくり協議会の活動を支援します。	地域コミュニティ課
NPO法人の設立を支援します。	地域コミュニティ課
市民、事業者の環境保全活動を支援します。	環境政策課
表彰制度を活用し、市民活動の推進を図ります。	総務課 環境政策課

②人材の育成と活用

施 策	担当課
市民活動団体のリーダーを養成して活動の活性化を図ります。	地域コミュニティ課
ごみ減量化推進員や河川環境モニターの資質向上のため、学習機会や情報の提供を行います。	環境政策課
環境保全活動に関わる人材の活用に努めます。	環境政策課

③協働の体制と仕組みづくり

施 策	担当課
協働に関する情報発信を行い、市民、事業者、行政の意識の向上を図ります。	地域コミュニティ課
市民活動の情報を提供し、団体間の相互理解とネットワークづくりを支援します。	地域コミュニティ課
まちづくり協議会との協働の地域づくりを推進します。	地域コミュニティ課

■市民の役割

- ・市民や行政等が行う環境保全活動への積極的な参加や協力
- ・自らの持つ知識、経験、技能の環境保全活動への活用
- ・団体自らの会員の拡大や活動内容の拡充
- ・団体、事業所、行政等の各主体の役割への理解とネットワークづくりへの協力

■事業者の役割

- ・市民や行政等が行う環境保全活動への積極的な参加や協力
- ・事業活動における環境配慮の自主的な取組の推進

取組紹介「ごみ減量化推進員の活動」

182人※の「ごみ減量化推進員」が、担当区域内のクリーンステーション又は資源物集積所において、ごみの減量化・資源化のための分別指導や担当区域内の巡回による不法投棄防止等の活動を行っています。（担当：環境政策課）

※令和元年8月末現在の人数

ごみ減量化推進員研修会の様子



取組紹介「河川環境モニター」の活動

13人※の「河川環境モニター」が、河川事故等の早期発見と、河川を取り巻く良好な水辺環境を保つために、河川の現状や汚濁状況を監視し、河川環境保全のリーダーとしての活動を行っています。（担当：環境政策課）

【監視河川】

庄手川（全流域）、亀崎川（保健所下から無田原橋まで）、
富高川（全流域）、塩見川（全流域）、赤岩川（全流域）、
耳川（全流域）、坪谷川（全流域）、石並川（全流域）、
小丸川（日向市内）

※令和元年8月末現在の人数

河川監視の様子



4-2 成果指標と目標値

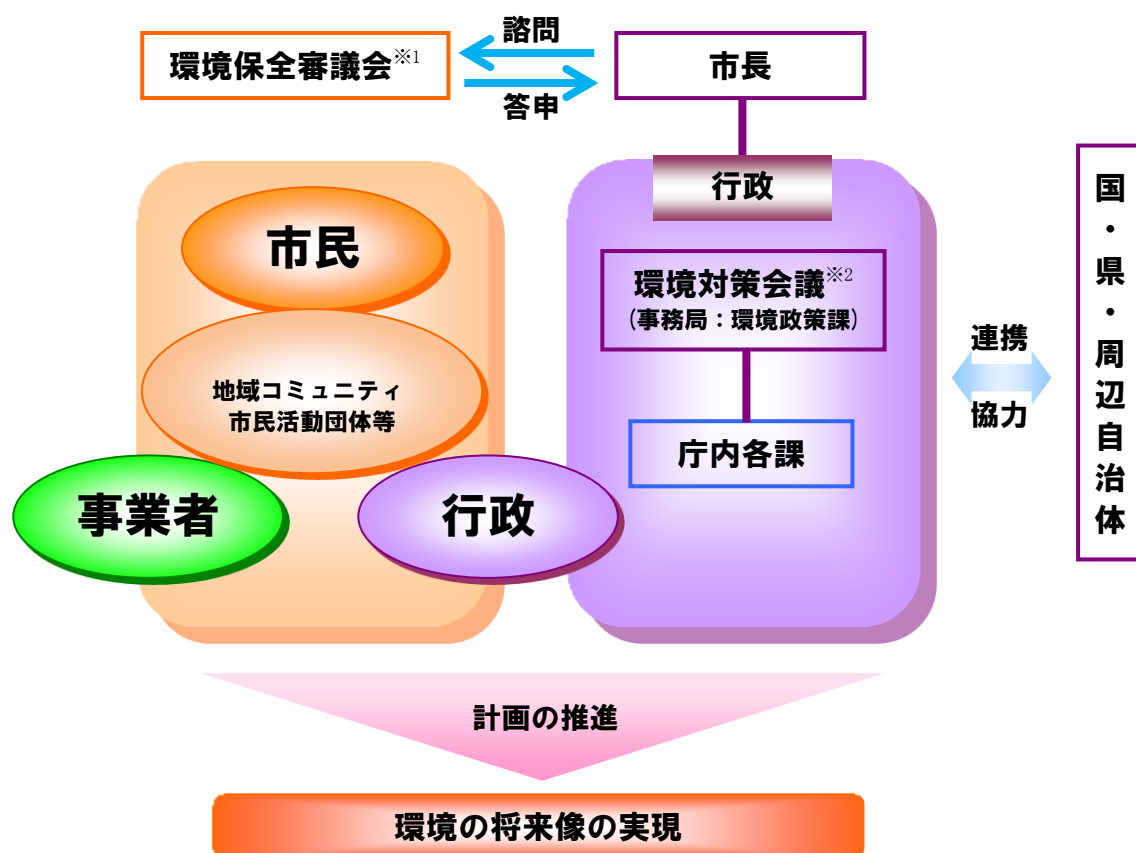
成果指標	平成 25 年度	平成 30 年度	目標値(令和 6 年度)
水辺環境調査参加者数	9 団体 335 人	7 団体 270 人	8 団体 300 人
ごみ処理に関する学習会参加者数 (出前講座、施設見学、職場体験)	609 人	1,012 人	1,100 人
まちづくり協議会設置件数	4 件	4 件	6 件
NPO法人の数	15 法人	19 法人	22 法人
市民活動支援センター登録数	51 団体	55 団体	60 団体
生涯学習人材バンクの登録者数	85 人	82 人	100 人
環境保全に関わる国や県の人材制度登録者数	44 人	39 人	50 人
市民提案型事業実施件数	14 件	10 件	14 件

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、行政の各主体が、それぞれの責務（日向市環境基本条例第4条：市の責務、第5条：市民等の責務、第6条：事業者の責務）や役割を果たしながら協働の取組を進めていく必要があります。

そのため、地域社会を構成する地域コミュニティや市民活動団体等の活動を中心に、その他の関係機関も含め相互に連携しながら総合的に取組を推進します。



※1 環境保全審議会

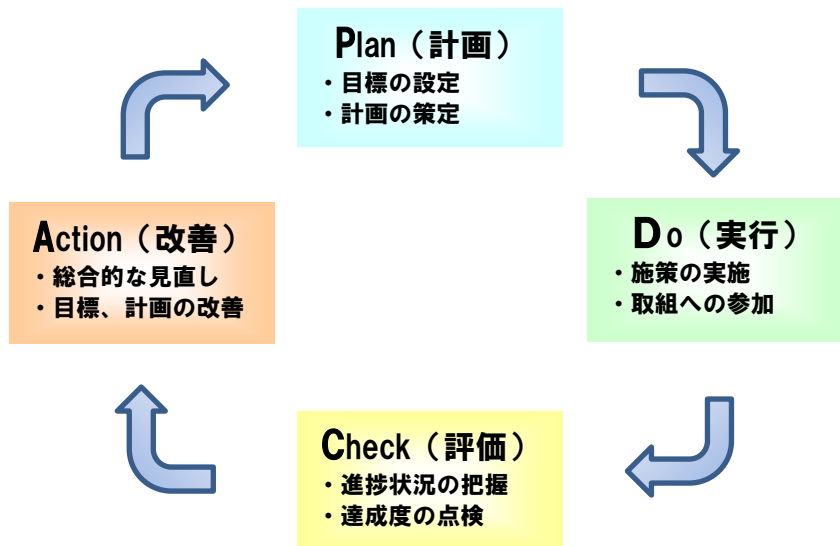
日向市環境基本条例（第24条）に規定された機関であり、学識経験者、事業者、公共的団体、市民活動団体の代表者、公募による市民、行政機関の職員で組織され、環境基本計画の策定、見直し、環境政策に関する基本的及び重要事項について調査審議します。

※2 環境対策会議

日向市環境基本条例（第11条）に基づく行政内の組織であり、環境基本計画の策定、見直し、進行管理、環境政策に関する重要事項についての協議や調整等を行います。

2 進行管理

本計画では、環境マネジメントシステムの基本的な考え方である計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを取り入れ、本計画の進捗状況を常に把握し、環境を取り巻く状況に応じた取組が展開できるように、環境対策会議において進行管理を行います。



資料編

- 1 用語集
- 2 日向市環境基本条例
- 3 日向市環境保全審議会諮問、答申
- 4 日向市環境保全審議会規則
- 5 委員名簿

用語集

アルファベット	
BOD	Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略称です。河川水や工場排水中の汚染物質(主に有機物)が微生物によって酸化されるときに必要なとされる酸素量を mg/L で表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。
COD	Chemical Oxygen Demand(化学的酸素要求量)の略称です。水中の汚染物質(主に有機物)を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/L で表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change(国連気候変動に関する政府間パネル)の略称です。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として昭和 63 年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された組織です。
NPO	Non-Profit Organization(民間非営利組織)の略称です。営利を目的とせず自主的、自発的に公益的な活動を行う組織や団体を指します。
SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称です。平成 27 年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で国際社会が 2030 年に向けて持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題をまとめたものです。SDGs の「ゴール」とは、重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標を意味します。また「ターゲット」とは、地球規模レベルでの目標を踏まえつつ、各国政府が定めるものであり、達成時期や数値を含むなど、より具体的な到達点や経過点を意味します。
ア行	
悪臭防止法	悪臭を防止するため、昭和 46 年に制定された法律です。悪臭の原因となる特定悪臭物質の指定、工場その他の事業場から悪臭物質の排出・漏出を規制するための規制地域の指定及び規制基準の設定、悪臭物質を排出する事業者に対する規制基準の厳守、義務付け、これに違反する事業者への改善勧告や改善命令などを定めています。
イノベーション	全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいいます。
エコドライブ	低燃費を目的とした手法や運転の総称です。無駄なアイドリングをやめる、ゆっくりとアクセルを踏むなど 10 の実施項目があり、実践すると約 10% から 20% の燃料消費を抑えることができるとされています。
屋外焼却	屋外での廃棄物の焼却は、公益上、社会習慣上など一部の例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されており、違反者には罰則の適用があります。

オゾン層	地球の大気中でオゾンの濃度が高い部分のことです。オゾン層は、太陽からの有害な波長の紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を果たしています。
温室効果ガス	地球を暖める温室効果の性質を持つ気体のことです。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が温室効果ガスとして規定されています。
カ行	
カーボン・オフセット	日常生活や経済活動により発生する温室効果ガスの排出について、森林保護や二酸化炭素の排出権購入などの活動によって排出量の埋め合わせを目的とした考え方や活動のことです。 県では、森林の二酸化炭素吸収量や農業用ハウスでの燃料代替による二酸化炭素の排出削減量を取引が可能なクレジットとして経済的価値を与え、カーボン・オフセットに取り組む個人、企業、団体に販売しています。
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	家畜農家から出る家畜ふん尿の管理基準の設定と利用の促進を図り、有害物質の地下浸透など生活環境への影響を防止するため、平成11年に制定された法律です。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、洗濯等に使用した水)を戸別に処理する浄化槽のことです。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽よりも河川等の公共用水域の汚濁を軽減する効果があります。
環境基準	環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を政府が定めることとなっています。環境基準は、行政上の目標値であり、工場等を規制するための規制基準とは異なります。
環境基本計画	国や地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくために策定する計画のことです。この計画には、望ましい環境の在り方を実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示されています。
環境基本法	環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示すため、平成5年に制定された法律です。基本理念を定めた上で、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
環境への負荷	人が環境に与える負担のことです。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されています。
環境保全型農業	環境の保全と作物の生産性の調和を保ちながら実践する持続的な農業のことです。例として化学肥料や農薬の使用量を減らすことなどがあります。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組む仕組みのことです。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や国際規格のISO14001などがあります。

幹線用水路	農業用灌漑用水のための水路を意味する場合が多く、この場合は水源からの水路を幹線用水路と言います。
給水区域内人口	厚生労働大臣等の許可を受け、需要に応じて給水を行うこととした区域内の居住人口のことです。
給水人口	給水区域内に居住し、水道事業より給水を受けている人口のことです。
気候変動の影響への適応計画	気候変動による様々な影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27 年 11 月に閣議決定された計画です。
京都議定書	平成 9 年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択された国際協定のことです。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されています。
下水道	生活環境の改善や公共用水域の水質汚染を図るため、一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための管渠、ポンプ場及び汚水処理場から構成される施設を指します。下水道法上の下水道には、市街地及び周辺地域を対象に市町村単位で整備する「公共下水道」、2 つ以上の市町村にまたがり広域的に整備する「流域下水道」、主として市街地における雨水を排除するために市町村が管理する「都市下水路」があります。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成する物質の総称です。光化学オキシダント濃度が高くなり、空にもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼びます。
公害	環境基本法では、「公害とは事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び⑦悪臭によって人の健康又は生活環境に関わる被害が生ずることをいう」と定義され、行政的に取り組む公害の対象を限定しています。この 7 公害を通常「典型 7 公害」と呼んでいます。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路その他の公共の用に供される水路のことです。
国連気候変動枠組条約	地球温暖化防止の国際的な取決めを定めた初の条約です。気候に危険な人為的影響を及ぼすことにならない水準で温室効果ガスの大気中の濃度を安定化させることを目標に掲げています。
サ行	
再生可能エネルギー	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律では、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されています。政令では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。

再造林	人工林を伐採した跡地に、人工造林を行うことです。
産業排水	農林漁業（第一次産業）、鉱工業（第二次産業）からの排水のことです。
資源循環型林業	樹木を伐採後、再び植えて育てることで将来の木材資源を確保しながら森林を維持し、保全していくことを目指した林業のことです。
自然共生社会	生態系が適切に保たれ、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のことです。ライフスタイルの変化、外来種の侵入、過剰な開発行為等により自然環境や生物多様性は損なわれてしまうため、自然との共生を考えた取組を推進することが必要とされています。
自然公園	自然の風景地を利用して整備される公園のことです。自然公園法では、「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。」と規定されています。国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類があります。
指定希少野生動植物	宮崎県野生動植物の保護に関する条例により指定された動植物のことです。現在49種類の動植物が指定されており、捕獲、採取、所持、譲渡等が禁止されています。違反者には罰則の適用があります。
指定文化財	文化財保護法、文化財保護条例などにより規定された文化財のことです。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建物群のうち、特に重要なもので保存の必要があるものを指定し、保護と活用が図られています。
循環型社会	ごみの排出を極力抑え、使えるものはできるだけ再利用し、使えないものは適正に処分することにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り減少させる社会のことです。
生涯学習人材バンク	日向市内の各分野で活躍している豊富な知識、技能、技術等を有する人材を幅広く発掘し、その情報を提供することにより、市民がお互いに学び合う生涯学習を支援し、豊かな地域社会をつくることを目標にした制度です。
水源の涵養	森林の土壌が、降水を貯め、河川へ流れ込む水量を平準化して安定させることと、雨水が土壌を通過することにより水質が浄化される機能のことです。
生活排水	一般の家庭から排出される汚水のことです。台所、浴室、洗濯等からの排水に加え、し尿等の浄化槽からの放流水のことをいいます。
生態系	生物群集(植物群集と動物群集)及びそれらを取り巻く自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物資系を指します。生態系は、生産者、消費者、分解者及び還元者から構成され、無機物と有機物との間に物資代謝系が成立しています。自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区別され、また、生物群を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区別されます。
生物多様性	地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、①生物種の数が多いという「種間の多様性」②同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性(遺伝子の多様性)」及び③これらの生物とその生息環境からなる生態系が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいます。
全窒素	水中に含まれる窒素化合物中の窒素の総量のことです。窒素はリンとともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となります。

全リン	水中に含まれるリン化合物中のリンの総量のことです。リンは窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となります。
素材生産	立ち木を伐採して用途に応じた長さの丸太に加工することです。
タ行	
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ - バラ - ジオキシン(PCDD) 及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF) にコプラナ - ポリ塩化ビフェニル(Co - PCB) を含めてダイオキシン類と定義されています。これらは、共通の構造を持ち、類似した毒性を示します。
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことです。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として広く使われています。
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合うことにより地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。
低公害車	自動車から出る大気汚染物質の排出量が少ない、又は全く排出されない自動車を指します。最近では燃費性能の優れた自動車を含め、環境負荷の少ない自動車を総称しています。
低炭素社会	地球温暖化の要因とされている温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会のことです。石油などの化石燃料に過度に頼らず、自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会からの脱却を意味しています。
特定外来生物	日本の在来種を捕食、競合することで生態系を乱し、人の生命や農林水産業等に被害を及ぼす、又はそのおそれのある外来生物のことです。これらの生物による被害防止のために、特定外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入等は規制されています。
特定施設	公害規制法令による規制の対象となっている施設であって、著しい騒音、振動等を発生させる施設のことです。
都市計画	都市生活の健全な発展を目指して各種施設の秩序ある整備を図る総合的な計画のことです。将来の都市の発展を想定し、住宅、商工業地域、公園、緑地等を適切に配置し、上下水道や交通網の整備をするなど都市の物質的な環境の整備や改善が主な内容となっています。
ナ行	
南海型気候	高温多雨で冬季は晴れた日が多いことが特徴の気候です。
二酸化硫黄 (SO ₂)	化石燃料の燃焼などで排出される無色、刺激臭のある気体です。人の呼吸器を刺激し、せき、喘息、気管支炎などの症状を引き起こす場合があります。
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼などで排出される無色、無臭の気体で温室効果ガスの一つです。加圧して固体化したものがドライアイスです。
二酸化窒素 (NO ₂)	化石燃料の燃焼などで排出される赤褐色、刺激臭のある気体です。人の呼吸器に影響を及ぼすだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなります。

日豊海岸国定公園	大分県中部から宮崎県北部にかけての海岸線に設置された国定公園です。北端は大分県大分市の佐賀関、南端は日向市の美々津地区近辺に位置しています。リアス海岸が発達しているため、好漁場が多いことが特徴です。
日本の快水浴場百選	平成 18 年に環境省が選定した全国 100 か所の水浴場のことです。日向市では伊勢ヶ浜が選定されています。
日本の渚百選	平成 8 年に日本の渚百選中央委員会が選定した全国 100 か所の渚のことです。日向市ではお倉ヶ浜が選定されています。
農業集落排水処理施設	農業振興地域において水質汚濁による農業被害の解消と生活環境の向上を図るため、し尿や生活雑排水を集散的に処理する施設のことで。
ハ行	
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を指します。バイオマスの燃焼により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であることから、大気中で新たに二酸化炭素を増加させない資源です。
パリ協定	平成 27 年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において合意を得た気候変動問題に関する国際的枠組みです。京都議定書は、先進国にのみ温室効果ガス排出削減の法的義務がありましたが、パリ協定では途上国を含む全ての参加国に削減努力を求めています。長期的な目標として世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑えることなどを掲げています。しかし、令和元年 11 月に世界で 2 番目に温室効果ガスを排出しているアメリカ合衆国が、パリ協定からの離脱を国連に通告したため、協定への影響が懸念されています。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 2.5μm 以下のものです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、火山や森林火災など自然界に由来するものがあります。粒径が非常に小さいため、気管を通過し、肺胞などに付着して人体に影響を及ぼすとされています。
日向市景観基本計画	本市の景観づくりにおける将来像を明確にし、様々な施策を景観の観点から総合的、体系的に展開していくため、平成 20 年度に策定された計画です。
日向市都市計画マスタープラン	“優しく 強く 温かい 人とまち 日向”をまちづくりのテーマとし、平成 14 年度に策定された計画です。都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的としています。平成 20 年度、平成 29 年度に改定が行われています。
日向市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会	関連機関、団体等が協力して農業用廃プラスチックの適正処理の推進を行い、これに起因とする諸種の弊害を予防し、生活環境の保全と農業の健全な発展に資することを目的として昭和 59 年に設立されました。定期的に農業用廃プラスチックの収集を行い、平成 30 年度は合計 31.8t の収集を行っています。

日向市農林水産業振興計画	本市の農林水産業の発展に向け、具体的な取組を示すために平成 20 年に策定された計画です。平成 30 年度に第 3 次改定が行われています。
標準伐期齢	市町村森林整備計画において地域の標準的な主伐の林齢として定められるものです。 主要な樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められています。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなど人の活動に伴うもののほか、火山や森林火災など自然界に由来するものがあります。呼吸器系に沈着し、人体に影響を及ぼすとされています。
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的の達成のため、農林水産大臣又は都道府県知事が指定する森林のことです。
ラ行	
リアス海岸	山地や丘陵の谷に海水が侵入してできた入り江が顕著に連なって見られる海岸地形のことです。

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 良好な環境の保全及び創造に関する施策

第 1 節 施策の基本方針及び環境基本計画(第 7 条—第11条)

第 2 節 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第12条—第23条)

第 3 章 日向市環境保全審議会(第24条・第25条)

第 4 章 雑則(第26条)

附則

私たちのまち日向市は、東に望む日向灘、西に広がる豊かな森林、緑が育む耳川をはじめとした多くの清流によって、豊かな恵みと限りない安らぎを与えられてきた。

しかしながら、利便性優先の私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄により、環境に多くの負荷を与え、大気汚染や水質汚濁などの公害問題を引き起こしてきた。その影響は二酸化炭素の増大による温暖化や気象の変化による砂漠化など地球規模にまで広がり、自らの生存基盤さえ揺るがすほどになっている。

私たちは、この状況を認識し、市、市民等及び事業者のすべてが、協働の理念の下に共に計画し実行して、環境への負荷を低減し、より良い環境を創造することにより「だれもが住みたくなるまち」日向市を将来の世代に継承していくためにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的かつ快適な生活の確保に寄与す

るものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘削のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 市民等 市民及び滞在者(通勤、通学及び旅行で滞在する者をいう。)をいう。
- (5) 民間団体等 市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、次に掲げる環境政策の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき行わなければならない。

- (1) 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承していくこと。
- (2) すべての市民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- (3) 豊かな自然環境及び生物の多様性を保ちつつ、市民と自然との触れ合いを推進すること。
- (4) 市、市民等及び事業者が、地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における良好な環境の保全及び創造のための取組を積極的に行うこと。
- (5) アジアの地域をはじめとする海外の地域と環境の保全に関する国際協力を積極的に行うことにより、持続的発展が可能な都市の構築に寄与するとともに、地球環境保全その他環境の保全の推進を図ること。
- (6) 前各号に掲げる理念を実現するため、市、市民等及び事業者が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する市域の自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民等は基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることになるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針及び環境基本計画

(施策の基本方針)

第7条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌、地盤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、緑化の推進、良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の適正な保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。
- (6) その他環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4号の規定に基づく基本構想を踏まえ、前条に定める基本方針を総合的かつ計画的に推進し、基本理念の実現を図るため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 市域における望ましい環境の姿を明らかにし、これを実現していくため、市民生活にかかわるものを広く採りいれた環境政策の目標を環境要素ごとに示すもの

- (2) 前号に規定する環境政策の目標を実現するために市が重点的に取り組むべき環境施策を具体的に示すもの
- (3) 市、市民等及び事業者が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれ配慮すべき事項を示すもの
- (4) その他良好な環境の保全及び創造に関する重要事項
(環境基本計画の策定手続)

第9条 市長は、環境基本計画を策定する場合においては、あらかじめ民間団体等の意見を反映するように努めるとともに、日向市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(市の施策と環境基本計画との整合)

第10条 市長は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画の定めるところに従い、良好な環境の保全及び創造について配慮しなければならない。
(推進体制)

第11条 市長は、環境政策の実効的かつ体系的な推進を図るため、環境政策を総括する組織を設けるものとする。

- 2 前項の組織は、次に掲げる事項について必要に応じて総合的な調整を行うものとする。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 環境政策に関すること。
 - (3) その他環境に関する施策の総合的推進に関すること。

第2節 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(経済的措置)

第12条 市長は、市民及び民間団体等が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の適切な事業を促進するため、必要な助成その他の経済的措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市長は、適正な経済的負担を求めることにより市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができる。
(環境の保全に関する施策の整備等)

第13条 市長は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、公園、緑地その他の公共的施設の整備及び自然環境の健全な利用のための適正な整備の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
(水環境と緑豊かな環境の確保)

第14条 市長は、市民等の憩いの場であるとともに、社会経済活動の場でもある美しい川、海、海岸等の水環境を保全し、及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、森林その他の緑が有する良好な環境の保全上の機能を重視し、森林等の保全及び整備、市

街地等における緑化の推進並びに緑に包まれた魅力ある都市空間の形成に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第15条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が良好な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 市長は、環境への負荷の低減を図るため、他の地方公共団体、市民及び事業者と協力して、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境への負荷の低減を図るため、他の地方公共団体、市民及び事業者と協力して、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第17条 市長は、民間団体等が自発的に行う再生資源に係る回収活動、環境美化活動、緑化活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境事情の公表)

第18条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにするため、環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

(情報の提供)

第19条 市長は、第15条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに第17条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人に関する情報の保護等に配慮しつつ環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(快適な生活環境の保全及び創造)

第20条 市長は、市民等と一体となって、緑化、ごみの散乱防止等の推進、良好な景観の形成、歴史的文化的な遺産の保存及び活用等により、快適な生活環境の保全及び創造が図られるように必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施)

第21条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。

2 市長は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 市長は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、国、県及び他の地方公共団体と連携をとりながら、必要な監視、測定等の体制の整備に努め

るものとする。

(地球環境保全の促進)

第23条 市長は、民間団体等と連携して、地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

2 市長は、国際機関、国、県、他の地方公共団体その他の関係団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 日向市環境保全審議会

(環境保全審議会)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、日向市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第25条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第1項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員25人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(補則)

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

日向市環境保全審議会
会長 三輪純司 様

日向市長 十屋幸平

第 2 次日向市環境基本計画の改定について（諮問）

本市では、平成 27 年 3 月に「第 2 次日向市環境基本計画」を策定し、環境の将来像である「自然と共生した快適な環境のまち ひゅうが」を目指して市民・事業者・行政が一体となった取組を推進しています。

現計画の計画期間は、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間としていますが、市民意識や社会経済情勢の変化に応じて策定から 5 年後をめどに適宜必要な見直しを行うこととしていることから、今年度に現計画の中間見直しを行うものです。

つきましては、「第 2 次日向市環境基本計画改定案」をまとめましたので、ご審議いただきたく諮問いたします。

（文書取扱：環境政策課）

令和元年 11 月 19 日

日向市長 十 屋 幸 平 様

日向市環境保全審議会
会長 三 輪 純 司

第 2 次日向市環境基本計画の改定について（答申）

令和元年 10 月 7 日付け発日環第 277 号で諮問のありました標記の件につきましては、日向市環境基本条例第 25 条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

記

第 2 次日向市環境基本計画の改定内容は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項が定められています。

また、今日の環境の現状や課題を反映して施策の取組状況や成果指標の見直しが行われていることから、当審議会といたしましても改定内容が適切であると認めます。

市におきましては、今後も市民、事業者、行政が一体となった取組を推進し、環境の将来像である「自然と共生した快適な環境のまち ひゅうが」の実現に向けて努力されるよう要望します。

平成15年 3 月 25 日

規則第 5 号

改正 平成20年 6 月 27 日規則第25号

平成26年 3 月 31 日規則第22号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日向市環境基本条例(平成15年日向市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 25 条第 4 項の規定に基づき、日向市環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工業団体の推薦する者
- (3) 農林漁業団体の推薦する者
- (4) 市内の公共的団体の推薦する者
- (5) 自然及び環境に関する市民活動団体の推薦する者
- (6) 行政機関の職員
- (7) 公募による市民

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は審議会を代表して会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議において必要があると認める場合は、会長は、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 審議会は、専門的な事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員(以下「部会委員」という。)は、会長が委員のうちから指名する。

3 専門部会は、その審議結果を審議会に報告するものとする。

(専門部会長)

第7条 専門部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会を代表する。

3 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月27日規則第25号)

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第22号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

委員名簿

環境保全審議会委員

会長	三輪 純司	日向商工会議所 会頭
副会長	三輪 勝広	日向市社会福祉協議会 事務局長
	尾崎 峯生	日向市東臼杵郡医師会 理事
	倉爪 洋一	日向市立美々津小学校 校長
	中山 育雄	中国木材株式会社 執行役員 生産本部 本部長
	黒木 俊光	日向地区建設業協会 副会長
	海野 真吾	日向農業協同組合 専務理事
	米良 一郎	耳川広域森林組合 副組合長
	松葉 隆一	日向市漁業協同組合 総務課長
	甲斐 勝康	富島河川漁業協同組合 代表理事組合長
	都甲 哲郎	耳川漁業協同組合 代表理事組合長
	三浦 雅典	日向市区長公民館長連合会 会長
	塩月 育代	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会
	黒木 睦實	自然保護推進員
	春木 末夫	鳥獣保護管理員
	長友 陽子	日向保健所 衛生環境課 環境対策担当副主幹
	梅下 利幸	日向土木事務所 次長（技術担当）
	鈴木 睦代	市民代表
	黒木 一彦	市民代表

環境対策会議

甲斐	伸次郎	市民環境部長
長友	正博	総務課長
黒木	升男	総合政策課長
藤本	一三	福祉課長
稲田	利文	教育総務課長（教育部長）
古谷	政幸	都市政策課長
中城	慎一郎	水道課長（上下水道局長）
中田	幸徳	商工港湾課長
木田	和美	農業畜産課長
清水	昭生	東郷地域振興課長
北住	英介	環境政策課長

事務局

北住	英介	環境政策課長
川越	康幸	環境政策課課長補佐兼環境政策係長
橋口	貴志	環境政策係
黒木	望	環境政策係
大島	涼平	環境政策係